

正月朔日

奉爲聖朝安穩寶祚鞏固風雨順時人法繁榮也。

寅の刻より集會の鐘を撞き法會を始む貴賤道俗禮堂舞臺に充滿し眞言念佛とりどりなれど心は一つに目を放たず今や今やと待ち奉る人の心もあら玉の年の始のいさぎよく横雲たなびく黎明の御帳漸卸し奉れば紫磨黄金の色身に具さに一切功德の御粧ひ慈眼視衆生の咲を含みて顯はさせ玉ふにぞ春の光もいや増り天照神の其昔岩戸を開き御覽しあらおもしろやとの玉ひし神代もかくやと思はれて其殊勝なること譬ふるにものなし。

修正會

朔日より十四日まで毎日七つ時修正會化主六坊各出座鄭

重の法會有之專 聖朝安穩天下泰平萬民豐樂の御祈禱なり天平のむかし 聖武天皇の御願に始り今に怠慢なし。

二日徳道上人影堂法事

僧正及び六坊自身出勤す。

三日浴佛法事

浴室に於て之を勤む故事は浴像功德經に出づ。

五日牛玉加持

晨朝興喜社拜殿に於て化主六坊之を勤む。

六日八つ時本長谷寺法會

天武天皇御叙願の金銅の釋迦佛を開帳

し奉り化衆六坊衆町嚙なる法事あり堂内に昔より賓頭盧尊者の古像あり當町並白河村より隔年に紙衣を新に調し着せ奉る。

八日四つ時開帳

施主當國俵本泊屋吉右衛門。

同嚴有院殿追福法事觀音左方に御影を掛け奉り香花等を供ふ。

十日四つ時常憲院御諱日法事同前化主六坊出座毎月しかり。

十一日八つ時瀧藏權現祭禮拜殿に於て化主六坊法事あり。

十二日晨朝

化主興教大師堂へ參詣發露懺悔の文を誦じ法施有り

是は月次なり同日四つ時勸學院に於て大衆皆集會し大日經住心品を讀み次に打集とて兩人づゝ大衆釋論十卷書の内順次に一章の科段を分ち大意を辨ず是は月次の法則なり正月と極月とは此日附論議といふあり是を勤て後勸學院年預役勤むるなり。

十三日開帳 大衆中

十四日四つ時 文眼院殿追福法會如前 同日晚鐘より修正會を勤む、觀音御正體並に信貴山毘沙門天王親り興教大師へ授與し玉へる如意寶珠 深此寶珠別して甚等を壇上に安じ奉り十一面秘法離壇の護摩等法要鄭重なり傳へいふ往古當山乾角の幽谷今白山社を立つに惡鬼住みて、黄昏六つの貝を吹くこと唯一聲なりと、今夜に至て修正の法力を以て彼の惡鬼を辟除し結界する儀相を表して、貝を吹くこと六つ時に可畏鬼面を頂ける者松明を振て出で、諸衆散杖を以て是を加持し、内陣外陣を追ひ巡ること三度す、世俗是を追懼といふ。追懼のこまは次に化主道明大徳より徳道上人へ授與し玉へる牛玉寶印を加持し、諸堂の僧に命じて、まづ大悲者を始め天照春日兩宮を印し奉る、次に化主より六坊衆次第に印し次に堂内の諸僧次に正面の表に出て參詣の諸人に頂かしむ、貴賤道俗遠近より群り集て踵を躍らし、肩に舞ふて争て是を

頂かんと挑み合る様最賑敷觀物なり、是修正の加持の威力に依て災禍を除き吉祥を得んが爲なり。

十五日觀音寶前 於て大般若經讀轉有り、これまた 聖武天皇の御願より始り今に相續して正五九の月に、爲天下太平國家豐樂化主六坊之を轉讀し奉る。

同日琰魔講 大琰魔堂にて化主六坊自法事有り、炎魔王は衆生の善惡の業を糺し賞罰を行ふ役なり、作業善なる者をば人間天上常世の淨土等に送り、惡なる者をば地獄餓鬼等に落し、憂き目見せしむ。人間の官廳すら猶善惡分毫も蔽ひ隠し難し、況や炎魔の廳に於て我左右の肩に在て常に其善惡を見たる俱生神其證人となる時、いかでか僞ることを得ん、慎むべし敬すべし、其事蹟和漢に數々之れ有り。

十七日爲東照權現法樂 を方丈講堂に於て毎月行ふ、一會論議高野山等もしかなり、東照神君は深く神佛の奧義を覺らせ玉ひ、天下の太平

は佛法の護持に有り。佛法隆なれば天下おのづから太平なり。佛法の繁榮は惠學に有り。惠學の増進は論議決擇に有り。と仰せられて、萬機の暇に諸宗の學匠を召され殿中にて論議を度々興行し、御聽聞なされしこと駿府政事録に見へたり。醫王善逝の垂化にて座せば申も愚なることながらいと有り難き御事なり。

十八日四つ時觀音堂法事 化主六坊自之を勤む。

廿日 四つ時觀音堂に於て大猷院殿並有徳院殿追福法事。

同日與喜社月次連歌 頼意僧正是を中興してより以來月々間斷なく百歌の奉納あり。寔に管神は文道の太祖風月の本主にてまじませば、詩歌はいふに及ばず連歌の道をも好ませ玉ひ、御在世の御詠今に世に傳へて寶とす。

夫連歌は月雪花の興に對し、神祇釋教戀無常にして千狀萬態に移り行くなれば、有爲轉變の世の有様を覺らしむる要道にして、塵に交り玉

ふ神明の御本意にかなへば法樂にそなふとぞ。

廿一日四つ時 大師堂月次御影供六坊の内壹人導師を勤め、伴僧は皆寺代の僧なり。

同時に勸學院にて月次御影供大衆集會之を勤む。次に大般若經轉讀廿二日 御觀音堂當山中興大檀越大納言秀長公追福法會有り、秀長公は文祿元壬辰年正月廿二日薨じ玉ふ、大光院殿春岳紹榮居士と號す。奥の院に石塔有り。

廿四日 臺徳院殿追薦法事。

廿六日 月次愛染供六坊衆順次に、愛染堂に於て之を勤む。

廿八日 四つ時觀音堂月次法要、化主六坊自勤之。

同日於不動堂月次護摩供六坊衆番代に自勤之。

晦日 有章院殿追福法事

二月一日 朔日より七日まで觀音堂に於て修二の法會御祈禱儀式

珠覽講 東照宮法樂

都て修正會の如し。

六日四つ時 開帳 大阪玉造平野屋三右衛門。

七日同時 開帳 下總印旛郡神門村中村氏權兵衛。

同日初夏 修二滿會牛玉加持。

八日 嚴有院殿月次追福。

十日 常憲院殿月次追福。

十二日 化主興教大師堂法會大衆勸學院打集り正月の如く大

般若轉讀。

十五日涅槃講 大衆參會して勸學院に於て勤之其法式鄭重なるこ

と卒爾に記し難し。

同日晨朝 東照宮法樂月次論議。

十七日 開帳 當國忍坂村米屋吉三。

十八日 觀音堂法事如例。

十九日 高祖月次御影供廿一日より勸學院に於て灌頂修行有之故

此日に勤之。

廿日 與喜天滿宮法樂連歌有徳院殿月次追福。

廿一日 勸學院に於て此日より年々灌頂修行あり。

廿四日 臺徳院殿追福法事。

同日 開帳 當國達摩寺門前村谷甚四郎。

廿六日 愛染堂修法。

廿八日 觀音堂法要。

晦日 有章院殿追薦。

三月一日 觀音堂法要。

同四日 開帳 南都隆盛法師。

七日 開帳 江戸本町酢屋三右衛門。

十二日 開帳 江戸深川冬木屋田井三右衛門。

御影供

同日 奥院勸學院打集如例觀音堂自外伽藍月次法會等正二月に準じて知るべし事繁を以て此より後は略して不記。

同 二日 開帳 勢州松坂小津清左衛門。

四月二日 開帳 大阪高麗橋鹽屋松休。

同 八日 開帳 大阪兵庫屋東左衛門。

三月廿一日高祖大師御影供 御影堂にては、化主及び六坊衆各伴僧壹人づゝ陪從し御影供法要を勤めらる。勸學院にては大衆皆悉集會して法事あり抑高祖大師御影供濫觴は人王六十代 醍醐天皇は、殊に大師御信敬篤く御座しければ、延喜十年三月廿一日勅使小納言某を以て、今より以後永代の式として東寺の灌頂院に於て大師の御影供を修行すべきの旨宣下し玉ひける。是よりして八百年九百年等の御遠諱に當らせ玉ふ時は、其前年に忝くも東寺の長者へ御給旨を下され、當日には勅使を立られ舞樂を以て大師を供養し玉ふこと古よりの例なり。あゝ

貴きかな大師の徳、設ひ帝王の御國諱といへども千歳の後には、かばかり嚴重には勤めさせ玉はざるに、かく天地と共に長く衰へ玉はぬ高祖御威徳は寔に天に麗なる日月より外に配すべきものはあらじとおそれながら覺へて侍る。

四月八日灌佛會 禮綱本記 五十云四月八日天皇徵諸王諸卿一行灌

佛會三輪大神請曰天下人意情不善行事無道則疫神得便而放熱病嗽精氣爲天中天聖中聖之眞仙至仙四月八日産於西極國天龍捧産湯一如今也移行其會象於吾國則人離人作而趣界外大道以其妙湯灑縣達則疫神退去無國災其象云云於正安殿造山形拵佛誕狀作木花草花垂本屋簾安案於此上盛五香之五水於五色之五鉢以五色絲結衆鉢衆僧修了天皇親汲合五鉢之五水於一鉢致敬格信而三灌佛作禮下而去佛前次諸君隨品拜灌佛等といへり本朝灌佛會の權輿其嚴

重なること如是、むべなるかな五畿七道諸國隨ひ則て今に是會を設ること、若其由て來ることをしらすんば、世下り人慢りて是を忽にせんことを恐れてこれを悉にするのみ。

四月十五日 開帳 勢州射和富山伊左衛門。

同日七つ時より七月十五日まで一夏九旬の間方丈講堂にて誦經有り。

五月一日 意趣正月朔日の如し。

同 二日 聖武皇帝御國諱。

同 三日より七日まで觀音堂仁王會修行 聖武天皇御願より始り

けるとかや、本尊は大師御作の五大明王なり、信怒僧正之を寄附し玉ふ。因に我朝仁王經を讀誦する權輿をいはば、禮網本紀云推古天皇御宇

菟狹大神請曰直哉仁王護國、清哉仁王般若、爲空天地有爲空天下、爲空天下下有爲空人間、爲空人間財寶是空、火土破之終無事、美女是空、年月破之

終無常、尊貴是空、天止破之終無常、名藥是空、夢世破之終無常、人迷此間、貪勢而發干戈、貪利而害兆民、貪色而失身命、貪尊而作嫉佞、貪名生我慢、今見此經、唯求無爲、菩提不求、人間假事、有大慈大悲、非名利人、仁、有大智大慧、非欲略、人智、貧富貴賤任過生之果報、而非今身之求索、眞行俗行任世間、自理而非意情之諾度、夷戎悟之何有、恨望侵邊國中、國大臣若悟之何有、私己、猥公事乎、諸王若悟之何有、富貴望寶祚乎、不便哉、異國三皇未徹此極、奪他國、又爲他所奪、三王弑、自君爲自臣、所弑我見西極經受持品、茲許有天王祝言、云納之讀之則有大益之勝、益彼國、言是第九天之言、吾國言第五天之言、韓國言是最初天之言、國國言語無非之天言、當早講學仁王般若於朝廷、而清世正、天皇信神勅、而肇行仁王會、略といへり、神託已に如是宜なる哉、我朝五畿七道民間に至るまで是を信じ、正五九讀誦し奉ること、寔に七難を未萌に滅し七福を眼前に來すの妙典なり、神勅の中に天王祝言とは仁王般若の陀羅尼

をいひしものか、信ずべし貴むべし。又三十三依神抄社託頭讀二佛經一之頭讀事

十五日 観音堂大般若轉讀

晦日 方丈講堂に於て聖憲尊師追福の法會有り、大衆皆集て勤之、聖憲尊師は泉州の人、中性院の第四世なり、博聞強記にして顯密諸教記持せずといふことなく、晩年に至て疏釋の論題甚多くして始涉の徒、望洋たるを憫み、縮て各百條とし、後生に賜ふ、其惠み豈唯滿羸を貽すの比ならんや、今に至るまで法門に入り佛室に座するの捷徑とす、明德午年中、病に寢玉ふ日、大徹禪師なる者病をこふ、因に阿字觀の義を尋ね、和尚筆を採て阿字觀の深義を著す、病中寓言と名づく、一篇の文字悉く禪錄の語を採摘して深密の義を述べればなり、其快活なる明珠を盆中に轉するが如し、しかも後生を誡むること親切なり、天遐壽を與へて飽満し、宗風を宣揚せしめ、行年八十有六歳にして、人王九十九代後小松院御宇、明德三壬申夏五月晦日、禪定に入るが如く逝し玉ふ。

六月十五日 開帳 大阪小西吉右衛門。

同日 高祖誕生會 化主六坊勤之。

高祖大師は 光仁天皇寶龜五年六月十五日讚岐國多度郡屏風浦に生れ玉へり、誕生院善通寺にて伽藍今に繁昌す、法然上人參詣して涙を流し玉へしといふ。此日に當て大唐に於て不空三藏掩化し玉ふとかや、豈また一の奇事ならずや。

六月十八日 蓮花會 観音堂の西面二百餘歩に一の峯あり、蓮花峰と

名づく、其下の谿を蓮花谷といふ。此處に往古より丈餘の方池有り、種種の靈異有りしこと靈驗記に載するが如し。天平五年五月廿日、観音堂供養終て、同六月十八日の晝、彼の峯に紫雲そびへ、音樂を奏す、徳道上人奇で往て見るに、此池の上に又紫の雲覆へり、熟見れば二人の天童各蓮花を持て、池水に洗ひ、金瓶に水を入れ、峯の上の紫雲に返り入て、諸天と共に、観音堂の前に來り、音樂を奏し、蓮花を散じ、良久しく大聖を供養し奉

り、雲に乗て天に登れり如是すること己に九ヶ年を経たり故に年年此日には遠近をとほす貴賤道俗肩を磨り踵を踏で参り集り親彼の天人渴仰の儀を拜見しけり行基菩薩隨喜の餘 聖武帝に奏し勅願として、同十三年六月十八日蓮花供養と稱し、毎年不退の大會を始めける其日も諸天の供養例の如くなりしかば諸人彌信心を増し直に極樂往生を遂げたる思ひをなほ悦びあひりける頃八十餘の異形の老翁三莖の蓮花を寶前に捧げ行基菩薩に語りけるは、我は、是當國葛下郡坂部村の池の主なり先業に依て蛇身を受け毎日三熱の苦にあふ是を脱れんため我池に蓮を植侍り、今三莖の花を以て大聖を供養し奉る此善根にこたへて我は天上に生れん依て此池を以て永く當寺に施入す向後此池の蓮を取て大聖を供養し我菩提をとぶらひ玉へとて忽然として失せけり其翌年十八日例の如く紫雲そびへ天花を供養す其中に一人の天告て曰我は坂部の池の主なり大聖を供養し奉るに依て蛇身を捨て、今天

上に生れたり終に當に佛果を得べしと諸人は是を聞て信心骨髄に徹し舉て此會を尊み敬ひけりかくて天平の末までも靈瑞有り後には天人を直に見ることなく蓮花谷の池に諸天花を散じ樂を奏する影を寫しければ諸人池の廻りに群集して其影を拜しけり世下り人濁る故にや今は彼水にうつる影をさへ拜することあたはず然れども會式は年年怠らず彼龍神寄附の池の蓮を取て供養すある時其里の者此池の境を争ふて蓮花を供することを停めけるに古老の夢に諸天池の泥をあげて里の内に捨玉ふと見けるが夫より里の内果して人馬疫疾を苦み横死する者多かりしかば領主讚岐守俊遠命じて長く當山に寄進せしむかゝる難有いはれの會式にさへ妨をなすが如き人の心の濁りなれば天人の音樂を見聞すること能はざるも宜なり古語何の頃よりか始めけん今は年年此日猿樂をして數番の謠舞を奏せしめ大悲者を供養す傳通記の意、是往古天人下り樂を奏せし儀相に擬し清みし往の事を



したひ濁れる今の人の信を勸る方便なるべしあるひは傳て笈渡しの  
能なりといふは誤なり思ふに天人影向して大聖を供養することは今  
も昔にかはるべからずただ我儕無明の瞽膜厚くして見ること能はざ  
るのみ五十年前何くの者にかありけん此日一首の歌を紙に書き禮堂  
の柱にはり付け置きける初瀬山の蓮花會に詣で侍りて古しへのこと  
なご思ひ出で

くもりある目にこそ見へね今も猶絶す立つらん紫の雲

とよみけりとなん人の語りし儘に此に記す實に心有る人にこそ彼蓮  
花谷の池といふは即今の勸學院前の池なり曾て種種靈瑞有りける中  
不動の三尊出現し玉ひしかばむかじより池邊に石燈籠を置いて毎夕燈  
を挑げ供養するは近年のことゝなん此池にて足を洗ひける者俄に足  
腫れ痛み苦みけるにさまざまおこたりを申して漸くいゑたりけりこ  
ぞ。

或人間云猿樂は人間たはぶれの音楽なり雲門咸池の聖樂にも比す  
べからず況や天樂をや今是を大悲者の御前に奏す何のいはれかある  
答云ああ汝猿樂の名に迷ふて是を巴調俚曲の聲樵歌牧笛の類なり  
と思へるは猿樂の由緒を知らざればなり夫猿樂は神代の神樂を摸し  
て聖徳太子の製し玉ふ處神明の特に感賞し玉ふ所以なり神樂は神道  
の至て大事とするところ神人代異にして曲調聊變ずといへども鬼神  
の感應し玉ふことは少しも替りなは故に聖皇本紀下云 推古天皇廿  
年太子奏して曰人倫法禮樂而已於神代也八百萬神集於高天議製祭  
禮並製神樂雖有禮節尋無樂和則不立人度今已立人倫禮宜召  
異聖樂和吾國民仍召百濟樂人奏之兆民未甘仍率秦大連依猿  
女君樂於神樂五直加手舞足踏曲改弟鼓兄鼓撥調爲指調加左卜調  
造二十六番面三十三番謠舞元猿女君傳號之猿樂奏之鬼神和宥  
人民悉和樂于時住吉太神託巫曰謠舞者吾體也這伎合吾國風宜祭

祀奏<sup>ノオハス</sup>之<sup>ハ</sup>願<sup>テ</sup>於<sup>テ</sup>此<sup>ニ</sup>伎<sup>ヲ</sup>端<sup>ニ</sup>先<sup>ニ</sup>容<sup>ニ</sup>吾<sup>ハ</sup>三<sup>ノ</sup>神<sup>ヲ</sup>吾<sup>ハ</sup>高<sup>ク</sup>貴<sup>ク</sup>德<sup>ヲ</sup>王<sup>ノ</sup>菩<sup>ツ</sup>薩<sup>也</sup>更<sup>ニ</sup>名<sup>ヲ</sup>妙<sup>ク</sup>曠<sup>ク</sup>菩<sup>ツ</sup>薩<sup>也</sup>  
我<sup>ハ</sup>三<sup>ノ</sup>神<sup>ヲ</sup>分<sup>テ</sup>身<sup>ヲ</sup>在<sup>リ</sup>于<sup>リ</sup>天<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>海<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>天<sup>ノ</sup>高<sup>ク</sup>皇<sup>ノ</sup>産<sup>ノ</sup>靈<sup>尊</sup>在<sup>リ</sup>地<sup>ノ</sup>大<sup>ニ</sup>巳<sup>ニ</sup>貴<sup>ク</sup>大<sup>ニ</sup>神<sup>ヲ</sup>在<sup>リ</sup>海<sup>ノ</sup>彦<sup>ノ</sup>波<sup>ノ</sup>歛<sup>也</sup>  
武<sup>ヲ</sup>尊<sup>別</sup>身<sup>別</sup>神<sup>本</sup>我<sup>也</sup>皇<sup>太子</sup>當<sup>レ</sup>知<sup>速</sup>奏<sup>三</sup>聖<sup>大王</sup>皇<sup>太子</sup>聞<sup>レ</sup>之<sup>重</sup>造<sup>三</sup>番<sup>之</sup>  
面<sup>一</sup>製<sup>三</sup>實<sup>狂</sup>三<sup>番</sup>伎<sup>二</sup>面<sup>白</sup>翁<sup>是</sup>中<sup>於</sup>天<sup>二</sup>面<sup>肉</sup>色<sup>是</sup>中<sup>於</sup>人<sup>三</sup>面<sup>黑</sup>翁<sup>是</sup>  
中<sup>於</sup>地<sup>二</sup>伎<sup>成</sup>奏<sup>三</sup>神<sup>前</sup>仍<sup>四</sup>海<sup>平</sup>穩<sup>萬</sup>姓<sup>皆</sup>康<sup>樂</sup>  
抄<sup>略</sup>といへり是<sup>を</sup>以<sup>て</sup>知<sup>る</sup>  
べし先<sup>始</sup>め三<sup>番</sup>叟<sup>は</sup>即<sup>是</sup>住<sup>吉</sup>大<sup>明</sup>神<sup>を</sup>容<sup>し</sup>奉<sup>る</sup>なりあ<sup>に</sup>尊<sup>き</sup>ことな  
らずや見<sup>る</sup>人<sup>當</sup>に手<sup>を</sup>合<sup>せ</sup>拜<sup>す</sup>べき御<sup>事</sup>なり故<sup>に</sup>伎<sup>樂</sup>の人<sup>今</sup>に至<sup>る</sup>  
まで誠<sup>を</sup>致<sup>し</sup>敬<sup>み</sup>て之<sup>を</sup>つとむといふ寔<sup>に</sup>ゆへあるをや異<sup>朝</sup>の聖<sup>樂</sup>  
といへ共<sup>比</sup>ぶべからず我<sup>神</sup>國<sup>の</sup>奇<sup>妙</sup>な言<sup>の</sup>及<sup>ぶ</sup>所<sup>に</sup>あらず此<sup>中</sup>に猿<sup>女</sup>  
女<sup>君</sup>といふは天<sup>鈿</sup>女<sup>命</sup>の末<sup>なり</sup>鈿<sup>女</sup>命<sup>は</sup>日<sup>遍</sup>照<sup>太</sup>神<sup>の</sup>勅<sup>を</sup>受<sup>けて</sup>神<sup>樂</sup>  
の道<sup>を</sup>傳<sup>ひ</sup>玉<sup>へ</sup>り猿<sup>女</sup>君<sup>は</sup>其<sup>裔</sup>なれば此<sup>神</sup>樂<sup>を</sup>傳<sup>へ</sup>玉<sup>ふ</sup>故<sup>に</sup>神<sup>樂</sup>  
の本<sup>を</sup>失<sup>は</sup>ざらんが爲<sup>に</sup>猿<sup>樂</sup>とは名<sup>づけ</sup>玉<sup>ふ</sup>なり天<sup>神</sup>本<sup>紀</sup>丁<sup>廿</sup>五<sup>然</sup>る  
を神<sup>樂</sup>のかたはしなればとて神<sup>字</sup>を分<sup>け</sup>申<sup>樂</sup>と名<sup>づく</sup>といふは傳<sup>説</sup>

の謬<sup>なり</sup>しかのみならず横<sup>身</sup>の猿<sup>に</sup>名<sup>づく</sup>と思<sup>ふ</sup>て早<sup>賤</sup>の伎<sup>と</sup>心得<sup>る</sup>  
るは大<sup>い</sup>なる誤<sup>り</sup>のみならず尤<sup>恐</sup>れ多<sup>き</sup>事<sup>なり</sup>神<sup>明</sup>已<sup>に</sup>是<sup>を</sup>甚<sup>感</sup>賞<sup>し</sup>  
し玉<sup>へ</sup>ば大<sup>悲</sup>者<sup>何</sup>ぞ納<sup>受</sup>し玉<sup>は</sup>ざらんや當<sup>に</sup>知<sup>る</sup>べし天<sup>と</sup>人<sup>と</sup>異<sup>り</sup>  
といへども大<sup>悲</sup>者<sup>及</sup>び合<sup>山</sup>の諸<sup>神</sup>照<sup>覽</sup>して賞<sup>させ</sup>玉<sup>ふ</sup>こは天<sup>平</sup>の  
むかし天<sup>人</sup>降<sup>り</sup>て奏<sup>せ</sup>しも今<sup>伎</sup>樂<sup>の</sup>人<sup>奏</sup>するも異<sup>る</sup>べからずしかの  
みならず古<sup>記</sup>の中<sup>に</sup>國<sup>の</sup>初<sup>天</sup>照<sup>太</sup>神<sup>八</sup>百<sup>萬</sup>神<sup>を</sup>率<sup>る</sup>當<sup>山</sup>に於<sup>て</sup>五<sup>人</sup>  
の神<sup>樂</sup>男<sup>八</sup>人<sup>の</sup>八<sup>乙</sup>女<sup>と</sup>共<sup>に</sup>神<sup>樂</sup>の舞<sup>を</sup>奏<sup>せ</sup>しめ玉<sup>ふ</sup>こと有<sup>り</sup>是<sup>に</sup>  
依<sup>て</sup>當<sup>山</sup>の院<sup>號</sup>を神<sup>樂</sup>院<sup>と</sup>稱<sup>す</sup>といへり今<sup>猿</sup>樂<sup>を</sup>供<sup>養</sup>すること亦<sup>此</sup>  
神<sup>代</sup>の故<sup>事</sup>にかなへり況<sup>や</sup>又<sup>高</sup>貴<sup>徳</sup>王<sup>菩</sup>薩<sup>は</sup>即<sup>彌</sup>勒<sup>菩</sup>薩<sup>なり</sup>當<sup>山</sup>即<sup>都</sup>  
都<sup>奉</sup>天<sup>上</sup>觀<sup>世</sup>音<sup>院</sup>なりといふは藏<sup>王</sup>權<sup>現</sup>菩<sup>神</sup>へ告<sup>げ</sup>玉<sup>ふ</sup>御<sup>詞</sup>なれば  
疑<sup>ふ</sup>べからず都<sup>奉</sup>天<sup>は</sup>彌<sup>勒</sup>菩<sup>薩</sup>の淨<sup>土</sup>彌<sup>勒</sup>菩<sup>薩</sup>は即<sup>住</sup>吉<sup>大</sup>明<sup>神</sup>と住<sup>吉</sup>  
吉<sup>に</sup>迹<sup>を</sup>垂<sup>れ</sup>玉<sup>ひ</sup>又<sup>當</sup>山<sup>にも</sup>鎮<sup>座</sup>し玉<sup>へ</sup>り登<sup>廊</sup>の猿<sup>樂</sup>は殊<sup>に</sup>住<sup>吉</sup>明<sup>神</sup>  
神<sup>の</sup>感<sup>賞</sup>し玉<sup>ふ</sup>ところなるのみならず始<sup>の</sup>三<sup>番</sup>叟<sup>は</sup>即<sup>住</sup>吉<sup>三</sup>神<sup>を</sup>容<sup>ら</sup>

し奉るなれば當山に猿樂を奏する事は重重的の深き理に叶へり汝如是の理を知らず猿樂の名を臆解して疑をなす、あに惑へるにあらすや。私に思ふに神代神樂の故事に依て神樂院と稱すといふを以て見れば、はつせの枕言葉にかぐらくといふは神樂の字なるべきか、かぐらきかぐらく詞通じて一つなり、山の口隠れて見へざる故に、隠口と書と歌の抄物などにいふて籠り口と同じに意得るは誤りならんか、萬葉集の中には、隠口と書きてこもりくこよませたり、然ればこもりくは、隠口の字、かぐらくは神樂の字なり。

七月五日 開帳 惠海僧正關東方の巡禮に拜せしめんさて此日より始め玉ふ。

七月十五日 開帳 大阪柴屋彌兵衛

七月十五日 施餓鬼 方丈講堂及び勸學院に於て大衆悉く集會して施餓鬼の法會を修す。

夫七月十五日の盆供魂祭は目蓮尊者悲母餓鬼の苦患を救ひ玉ひしより起れること、諸人皆傳ひ知るなれば、今更いふに及ばず、凡三千百億の世界佛敎の流布する處悉く修行せずといふことなし、謹で我神國の魂祭を考ふるに、其由て來ること久し、人王第二代 靖綏天皇十一年春、天下疫癘流行せしかば、天皇祈り祭りを三輪の大神に設け玉ひし時、大神託して曰、十二月晦日、父祖曾祖等の魂、黄泉より來て子孫の家に臨む、子孫なき靈は、周く人家に臨む、奠供を得ざるが故に、毒氣と化し、毒風を吹せて、此疫癘を病しむ、我不幸の災をいかんともしがたし、これに依て、天皇命を下して、父祖親者及び便りなき諸人の魂を祭らしむ、夫れ父祖の靈奠を望みて、子孫の家に至るときは、設ひ疫癘を治するによらず、といふとも、誰か是を祭らざらん、いはんや、疫疾を受けざるをや、況神明の命なるおや、況天子の勅なるをや、といへり。本記、此十二月の魂祭は、佛敎東漸の後、は、七月の盆祭を重んじ、勤る故、いつとなく廢れしものか、然

るに關東のならばはは花を買て極月晦夜佛前へ供ひ又御魂飯とて博  
食を調ひ翌年の月の數程佛前へ備るこれ其遺風なりとなん七月の盆  
祭りを本朝に勤むることは八幡の神託より始まれるなればその重じ  
慎むこと天竺支那にも超たりと見へたり人王三十三代推古天皇の  
御宇より七月一日には先盡孝の宣旨を普く天下に行ふ其語云人生た  
る父母の苦難を救ふは是常なり死して鬼となる其苦患を救はずんば  
あに孝を盡すといはんや聖人といへども未だ詳に鬼神の境界を知ら  
ず今幸に眞聖佛のごと大聖の説を得たり神代黄泉の事に違はず故に  
是を國國に告げ萬民をして孝道を發さしむ生ける時の孝は父の威を  
恐るゝが故に眞の孝にあらず死して後に孝を盡さずんば何を以てか  
眞とせん朔日に是を告る事は兼て自恣の日(十五日)を悦んで貧者は朝  
な朝な一文を蓄ひ夕な夕な一升を設けて是を盆供の營にあてしめ其  
心を孝とす死せる親を憐みて生る己が罪を慎む其心を道とす此宣旨

は遠國に於ては豫め國司に命じ此日に至て是を告げしむといへり  
本又云十五日天皇大祭殿に幸し玉ひ盆祭の節會を行ひ玉ふ百味五菓  
香花燈明を供ひ諸佛諸聖天衆地類に供養し並に壇を庭下に設け一切  
あらゆる美食を備ひ世間迷倒の邪神と餓鬼と荒靈と人魂とに供養す  
飯餅米服を衆僧に賜ひ饗膳珍録を群卿に玉ふ天皇船司臣を以て盆祭  
を朝廷に修すべきやいなやを菟狹大神に問奉る大臣形を見し應り詔  
勅し玉はく善かな詢こと快ひかなとふ事這祭は倫もなく等もなく至  
れる祭極まれる祭なり別しては人間孝道の極を致し父を孝ひ母を孝  
ふの實爰に至て已に盡す吾神輩末言靈聖周公孔子等もいまだ辨へず  
道に大小有り智に廣徧あるが故なり人代已來の人魂鬼となり魅とな  
る輩計ふるに限りなし祭を得ざるが故に怒て疫鬼となり災狗となり  
妖を國になし害を人になす食を得ざるが故に悲みて凡魔貧魘となり  
人の精を奪ひ田の登を盗む飢年禍歲是に由て行はる天皇今盆供を修

し萬民もまた是を修す國の難當に治り休むべし若し誠を致し修行す  
 る人あらば我大臣これを守り眷屬の神是に従ひ或は已に福しあるひ  
 は子孫に福して三代を過ぎは遠くは佛命天命に順ひ近は皇命我命  
 に隨ふに依てなり若違背し輕め慢りて押棄つる人あらば我大臣是を  
 罰し眷屬の神是を打ち或は已に凶ひ或は子孫に凶ひ五代を過ぎは是  
 遠くは佛命天命に背く近きは皇命我命に叛けばなり我此言虚妄なし  
 後世當に其數を記して是を知るべし是に依て始て益祭を禁中に行  
 ふといへり此神託を以て見れば益祭を我國に於て勤むるはたゞ佛説  
 に順ふのみならずまた神明の命なれば上天子より下庶民に至るまで  
 家家に普く修して忽にする者なき寔に神國の異域に勝れる所以なり  
 實にや心を盡し是を勤むるはたゞ父祖親族の極苦を助て其幽魂を悦  
 ばしむるのみならず佛命天命を重んじ神勅に隨ひ奉るなれば佛神も  
 歡喜して擁護をたれ玉ひ一家安穩にして子孫繁昌なることを得ん若

是を怠り忽にせばたゞ父祖親族の重恩を忘れたるのみならず佛神の  
 命を輕しめ奉るなれば災難交來り貧窮短命等の難ひを招くべきこと  
 必定なりしかのみならず風雨時に違ふて五穀みのらず大旱洪水かは  
 るがはる至り疫癘瘧疾時行はるゝこと皆是諸人不孝不義にして佛  
 神三寶の冥慮に背き奉ればなり能是を思ひ平生心に還て父祖親族  
 等のなき跡を訪らひ佛神三寶の冥慮を安んじ奉るべき事肝要なり佛  
 別して眞言教の中に施餓鬼の法を示し其陀羅尼眞言を説き玉へり其  
 法に依て祭れば一團の食一花一香の微物なりといへども普く三世一  
 切の三寶を供養し十方世界の餓鬼悉飽満し六道四生の群類を饒益す  
 る大利あり七月十五日に限らず尋常心に還り日くれて後勤むべきこ  
 となり凡そ先だちたる父祖妻子等の未來をさひ又は物の氣死靈など  
 の祟りをやむるには此法に如はなし在家の者にてても其略法は勤めら  
 るゝことなれば心あらん者は傳へて修行すべし。

九月一日 開帳

天下泰平の御祈禱なり。

九月六日 傳法會

觀音堂に於て之を勤む其法會の威儀鄭重なる

こと此に悉すべからず。

同十五日 觀音堂大般若轉讀

同十八日 開帳 圭賢僧正

同二十日 天神祭禮

同廿三日 開帳 圭賢僧正

十月一日 此日より始て方丈講堂並勸學院にて霜月末旬まで論議

法開あり。

同十六日 三部權現祭會

同廿八九兩日 於方丈初登山再住御印可授與之。

十二月二日 より三日四日朝まで勸學院にて初入のもの新加役勤

之。

五日 開帳 大衆中

同日より十一日 まで四つ時方丈講堂にて興教大師追責法樂の法會を勤む御自作の尊像を講堂のおくの間安置し種種の供物を辨備し並法門決擇有り毎日法華壽量品を讀み奉り次に菩提院結衆問答決擇有り。

十一日晨朝 より奥之院陀羅尼堂に於て一晝夜不斷に尊勝陀羅尼を讀誦し法樂を捧げ奉る。

十二月九日 佛名會 三千佛の御影を大悲者の寶前に掛奉り佛名經をよみ法要有り遠近貴賤群り集る事年中此日を以て最とす。

節分會 節分の夜 化主僧正並六坊衆は觀音堂大衆は勸學院にて般若心經を翌一年間の日數と同じく讀誦して天下泰平人法繁榮を祈るなり。

右概略を記す自外觀音堂毎日晨朝護摩供四つ時十一面修法並法事

陀羅尼會 佛名會 節分會

黄昏修法、方丈講堂、護摩堂、長日護摩、供、勸學院、六坊諸寺院等、毎日例時の修法等、擧て記すべからず。

因附

地神本紀下云、人王第十崇神天皇夢感三輪大明神告、以ニ表服雄尊九世孫大田田根命、任ニ社司、時盛行疲大神、誨曰、吾和魂神牛顔大神、古來悉宰ニ大地、任ニ貧富病快、世間疫鬼等、皆此神從、徒午月端午能定ニ其役、以ニ五色餅、各包ニ茅葉、以ニ五色線、各結ニ五處、以ニ双木瓶、盛ニ甘辛酒、圖馬、双頭副之埋土、以ニ誠精方、祭ニ此神、者行疫兵亂乍止、五穀重穗、大登如、教行レ之果、如告治平、亦大神教曰、我有ニ幸魂神、名ニ玄躬大神、司ニ國縣、塚、司ニ夜冥事、職ニ富福物、職ニ夜行鬼、子月冬中而造ニ藤餅、又釀ニ甘酒、祭ニ此神、者解ニ諸鬼災、富饒長壽、又祭ニ我術魂牛頂尊大神、辰月上巳日、以ニ蓬餅、甘酒、除ニ年中災、增ニ年中福、珠城宮御代、大神又誨曰、元月元日、以ニ赤白餅、祭ニ我荒魂天刑大神、年中無災、又幸福、續以ニ九月九日、祠ニ吾奇魂神、泰山祇君尊、主ニ人生、死榮。

枯祭レ之無病延命、又誨曰、已月上巳、亥月端、亥天照大神、辛魂富福智慧尊、行ニ天地富饒、已降行ニ地福、亥昇行ニ天富、以ニ五色餅、並五色幣、甘辛酒、五味菓等、誠精祭レ之、國災皆消、國福悉發、又七月七日、天織機姫神行ニ天地衣、日造ニ索麴、祭レ之、衣衣滿足、所願隨意、天皇信ニ此神言、如レ教奉ニ行世、大成ニ平安、朝市喜樂、此人常見、神如レ談、人相語、故利レ世祭禮、習傳而見、行穴穗宮御代、這命成ニ現神、託ニ采女、奏事、依勅、令祭レ之、三輪若宮是、猶又具に禮綱本紀、十五年事篇に出でたり、我朝にて嘉辰令節を祝ふ、其所以は、神勅より出で天政に隨ふこと、仰ぎ見るべし、あに異典の臆惻附會の妄説に比すべけんや、伏て願は心あらん者、是を抄出して、普く人に告て、神勅に隨て祭をなし、災天を免れ、福壽を得せしめんことを、是則神國に生れ、神恩を報するなり、亦是衆生を利するの一端なり、あゝ三輪明神(大己貴尊)の恩、徳高ひかな、大なるかな、たと我國を造り成し玉ふのみならず、右に出す文の中、牛頂尊神といひ、又牛顔大神といふは、即牛頭天皇なり、支那に在

ては神農氏なり、三皇本紀に牛頭全身といふ合せ想ひ見るべし、和漢共に百草の毒薬多し、醫薬の道を教へ玉ふは此神なり、故に本地を薬師如来と傳ふ。玄躬大神といふは即大黒天神なり、世間の疫鬼等此神の徒と説佛教と全同なる。天刑大神といふは是天刑星なり、泰山祇君といふは豈泰山府君にあらずや、富福智慧尊といふは、又は富主姫といふ、是れ日分魂辯才妙天女なり、彼學架に告て我元の神形は十有一つ顔頭の上に並べりとの玉ひるを以て見れば、本地をいへば共に十一面觀世音にて即ち天照大神と同一體なり、大日如來自在力神變の致す處なり、むべなる哉、我朝假住の家までも安置し祭ること多し、禍を轉じ福となすのみならず、其神恩を報じ奉るなるべし。三輪の謠に「三輪と伊勢の神一体分身」といへる、此至理にかなへり、所謂以三種々形遊諸國土、度脱衆生この經文併せ見るべし。

識之卷

與喜山……觀音山……與喜社……末社二字……鵝形石……菅聖廟密奏記斷章全文……荒神堂……廿日大師……天滿宮拜殿……菅明院……試十一面觀音堂……隔夜堂……多羅尾瀨……愛宕權現社……朱書貼紙曰……去來諸尊……鍋倉明神社……玉葛庵……牛頭天皇社……見魂不動尊……加茂大明神……石地尊……十一面石像……大手水石……熊野權現社……橋詰社……大川大明神社……泊瀨石……徳道上人御影尊……法起院……菅神御旅所……粧坂……手力雄明神社……萬幡豊秋津明神社……大鳥居……興元寺

與喜山 初瀨川の東なる山、東北の隅より西南の角、太力雄社の邊に至る迄をいふ。古歌に「大泊瀨といふは此山をさすなり、古記に因曼茶羅峰といふ、是胎藏界の諸尊森羅として座す、密嚴國土本有常住の靈場なり。」

觀音山 初瀨川の西方の峰なり、是亦良の隅より坤の間、豊秋津姫の社に至るまでなり、宮なりといふは誤なり。古歌に「小初瀨といふは此



山なり是即西方果曼荼羅にして金剛界九會の聖衆星辰の如くに法然

として坐列し玉ふ花藏世界なり。

初瀬川兩山の間を流れ洄瀾して三巴の形をなすが故に詠歌本紀の中には巴川とよめり二山相對して一水中流するすがた金岡が筆にも象り寫し難かるべし。

花山法皇の

幾度も參る心は初瀬寺山も誓ひも深き谷川

と詠じさせ給ひしもむべならずや。

與喜社天満宮 人王六十一代朱雀天皇御宇泊瀬の里に神殿太夫武麻呂といふ者あり性質淳直にして酒肉を斷ち佛に仕へ神を崇むるを事とし卜筮に通じ呪術を能し有驗の名を博す勅を奉りて御帝の御惱を祈り奉りけるに即時に除愈ましましければ賞して五位に叙せられける天慶九年 秋九月十八日通夜觀音堂に待念し侍りけるに曉更

夢に見けるは狩衣着たる老翁堂内に詣して曰吾は是大威神の神なり此山に住し大聖に値遇し奉らんと欲すと武麻呂覺めて後奇異の思ひをなし過しけるに同廿日暮方に六十ばかりの老翁武麻呂が家の前なる川岸の石上に休めり其形夢に見し人に異ならず翁漸く歩みて四辻の橋下に至り河水に浴し石に倚て休む其容甚疲勞せるに似たり武麻呂家に歸りて供御を調ふる間に彼翁大路の杉坂を踏ます直に徑を登り道明上人の石塔の前に休めり武麻呂追ひ來て醴饌を供す翁大に悦びて是を受け十一面堂に詣す武麻呂密に従ひ行て相離れず翁良久く本堂に持念し次に瀧藏の神祠に至り又默座して時を移す正に中夜に及ばんとする頃黒雲鬩翳とたなびき拜殿に充ぬ須叟あつて雲散じ天晴れたり彼翁を見るに狩衣を脱ぎ捨て束帶の身となり無數の眷屬侍衛せり又瀧藏の寶帳みづから開き衣冠せる神人及眷屬社内より出て拜殿に至り翁と共に語言漏刻を移す翁云我是右大臣正二位菅原の某

なり、無實の讒にあふて鎮西に流され、忿恨激發して人を損ふこと多し、  
吾其業因に酬るて諸の苦患を受く、自今當山に住して大聖に値遇し得  
脱せんことを思ふ願くは一字の地を許し玉へと瀧藏大菩薩答て曰吾  
は此山の地主にして久しく此嶺に住す、此山は佛法相應の名場鎮護國  
家の靈地なり、就中觀音の寶座は金剛不壞利物度人の寶石なり、衆生の  
福巨なるときは顯れ、少なるときは隠る、今釋尊の末世なりといへども、  
機縁正に熟し寶石此に顯れ、恢に衆生の福利をなす、我此寶石を保護し  
大聖の化儀を助け成さんが爲に本居の山を出て、この憤鬧の塵に交る、  
我は本居の山に歸り靜座して遠く此伽藍を守り、時時來て大聖に値遇  
し奉るべし、依て此山を以て菅神に譲り奉らん、永く地主となつて衛護  
し玉へと、天神復曰く何處にか鎮座せんと、瀧藏菩薩東嶺に老松ある處  
を指して曰、彼の處は因曼荼羅胎藏の峰にして斷惡修善に與喜地なりと、  
時に天神喜悅の眉を開き、忽雷神となつて彼處に飛び至り鎮座し玉ふ、

依て與喜大明神と稱し奉る。初め三年の間は社壇をも造らず、たゞ松の  
下を識として崇敬せり。天曆二年秋七月武麻呂神託を承て、松の下に寶  
殿を作り勤請し奉りて、郷内の氏の社と崇め奉り、其年九月廿日始て祭  
禮を興行せし事は年中行事に記すが如し。天慶年中當山に影向し玉ひ  
し時の儀容に擬して、數多の隨者を列ね、寅の刻に神輿を出し奉る、供奉  
の緇素燭を滅し名香を焚て緩歩して聲をやめ、慎みて從ふ、唯樂人太平  
の曲を奏するのみにして、武麻呂が家の前に於て、影向の時石に休み玉  
ふ處の、其石今猶在り、其石に暫神輿を昇据え、醴饌を備へ、翁の舞を奏し、  
次に櫻の馬場橋邊に至り、昔水に浴膳を供へ、十二月の翁曲を奏し、次  
に隨者頭人頭役を定む、みな甲冑を着て侍衛行列して、二王門に移し安  
じ奉り、珍奇の饗膳を獻じ、讚唄の法味を供へ、川上森町柳原等の里の童  
共、次に隨て種種の雜戲歌舞をなして、神慮を讚へ、次に樂人數番の謠舞  
を奏す。後夜の鐘聲を聞きて、老少萬歳を唱へ、百千の燈燭を挑げ、神輿を

護送し本社に還幸し奉る。

敬み惟れば菅神は是十一面の應現なること神詠の和歌あり然則何の苦患といふことこれあらんかゝる靈異を示現し玉ふことはたゞ當山の利益衆聖に超玉ふことを顯し衆生の信心を囑起せしめん爲の方便ならんのみ略抄。

ある人問て曰菅神の御本地十一面尊なることは北野社を始め所名高き菅神の宮みな十一面を本地と崇め奉れば疑ふべきにあらず然るに又高祖大師の後身なりといふことも古より諸人申すことなり如何なる所以あるや又神詠の和歌とはいかなる御詠なるかを示せ答云先菅神は十一面の應化といひ又高祖の後身といふこと何れも違ふことなし高祖即十一面の應化なればなり開山徳道上人を法起菩薩の應化第三仙人の再誕といひ天照神を大日如來の垂迹十一面の化現といふが如し高祖大師を觀音の應化といふことは古より稱すといふこと

雖即當山十一面の化なることは秘して未だ之を談せず今問ふに當て默することを得ず聊是を示さん日天子即天照太神にして當山大悲者の垂化なることは前に既に審に是を辯せり然るに大師即日天子にて太神宮と同一體にて御座ことは大師嘗て眞雅阿闍梨に告て曰我不二入定の後日輪觀に入て伊勢高天殿に在て衆生を利すべしと若同體にあらずんば豈日宮に居し大神宮と並居することを得んや日輪大師と號して大師日輪の中に座し玉ふ御影は此深旨を顯し奉るなり又大師を遍照金剛と申し奉る是舊事本紀にはゆる天照太神又の名は日遍照尊といふと同名にして同體の證據なり況又大師親り皇太神より神道の奥旨を傳ひ玉ふ御流神道といふは是なり旁以て御同體なること分明なり然れば天照太神既に當山十一面の應化なれば高祖大師も隨て然るべきこと勿論なり殊に大師の本地十一面なることは曾てみづからの玉へり御遺告の豈疑ひを入れんや次に菅神亦十一面の化なるこ

とは北野縁起下云大江匡衡祭文或鹽梅於天下輔道一人或日月於天上  
 照覽萬民就中文道之大祖風月之本主也翰林之人尤可夙夜勤勞と書給  
 へり其夜宮殿の御戸を挑げ玉ふて何れも心肝に染てこそおぼゆれ日  
 月於天上といふ句神ならでは如何推すべき汝神に通ず我は是極樂に  
 ては無量壽と稱し娑婆にては北野神と示現すとの玉ふと見て夢覺め  
 ん夫よりしてぞ天神を觀音の垂迹とはしり奉りけりといへり已上  
 是を以て見奉るべし菅神は日天子にして十一面の垂化なること明  
 らかなり然れば則高祖大師の後身といふもむべならずや又云開弘法  
 大師曰菅丞相は遠世身野道風順世身也我文を好み故に菅丞相と生  
 れ筆藝を翫びし故に小野道風と生る如是方便して衆生を利益するな  
 りと此言實なりとは今勅答の請文にて知られたりと已上勅答の請文  
 とは一條院の御時正一位大政大臣大相國の官位を送り給ひけるに天  
 神の御心和らぎ玉ふて衆合地獄におはしける道風を召して昨爲北關

被悲士今作西都雪恥尸生恨死歎其我奈今須望足護皇基といふ請文の  
 詩を書かせられ玉ひしことをいふなり文長ければ之を略す又大師の  
 後身といふことは北野にて深き習ひの理りありなん傳ひ承る凡情を  
 以て至人の境を推度すべからず仰で信を起すべき事なり次に神詠の  
 和歌は菅神御歌集の中に有りあるひは託宣又は夢中御告の歌共なり  
 此類多し疑ふべからずといへり。

かぐらくのはつせの山の佛こそ北野の神と顯れにけり  
 といふ御詠なり御集の中にも念觀音といひ菅神御在世殊に十一面を  
 尊信し玉ひあるひは手づから尊像を刻み玉ひ又講式の文を製し玉ひ  
 夢の告に依て當山に詣で祖清公の追福を修し補陀落山に往生せしめ  
 當山の縁起を勘出し地を擇で大鳥井を立てさせ玉ひ現身となりて今  
 此山に鎮座し玉ふなど想ひ見るべし當山大悲者の垂化高祖大師の後  
 身なること顯然たるにあらずや又彼日藏上人高峰の笙窟に籠り無言

斷食して修行をこらし玉ひし時金剛藏王菩薩の威神に依て天堂地獄  
なご歴覽しける中漫漫たる大海の如き池中に大いなる島ある處に至  
りぬ其島の中に玉の石多く金の沙をちらし極樂淨土のごとし一の四  
方の壇有り壇中蓮花臺有り臺上に寶塔有り七寶を以て莊嚴し瓔珞華  
鬘をたれ幡蓋鈴鐸を掛けたり塔の中に金軸金字の妙法蓮花經を安置  
し密法經に即大日經の二義有り東西の壁に兩部の大曼荼羅を掛く諸尊  
の形像歴然として衆生を見るが如し其北方に大城有り是はいかなる  
處ぞと尋ぬれば答ていふ日本にては菅相亟と申此界にては大政威徳  
天ども又は天満大自在天神とも申す尊き人の御處なりと目度きこ  
とかなと思ふ時天童一人來て金の扉を開き錦の帳を挑れば菅相亟玉  
の冠を頂き威徳巍巍として御座せり日藏に向て曰く君は大日本國淨  
行持律の聖人なり我生前に左遷にあひ流せし所の涙を以て六十餘州  
を浸して海となし八十年を経て國土を成立し我住處とせんと思ひし

かごも此國は龍猛龍智の眞言教弘通の國なり又應化の諸聖悲願力を  
以て迹を名山靈窟に垂れ常に我を慰め諭す我又重く佛法を愛し殊に  
密教を信す故に昔の恨今少し息むのみ今一の誓を立て本邦に遣ら  
ん上人言を傳ひて普く流布せられよ若我形を造り我名を稱へて慇懃  
に尊崇し至心に敬重せば我必擁護をたれて二世の諸願を満しめんぞ  
告げ玉ひける上人よみがへりて世に弘められけりあ十一面の應化  
高祖の後身なれば菅神即大日如來なりむべなるかな殊に密教を信す  
との玉ひ大日如來の淨土に當山迹をたれ大日の教法を守り當山をし  
て密法の一本山となし長へに其法味を甘なひ守らせ玉ふことたれか  
尊信し歸依せざるべけんや  
又問曰北野縁起云菅原院南庭に五六歳なる小兒の遊び居たりける  
を菅相公熟く視玉ふて容顏只人にあらずと思し召し君はいづれの家  
の子ぞ何によりて來り遊び玉ふぞとの給ふに此稚兒答てさだまれる

居處もなし父も母も侍らず相公を父とせんといひければ相公悦で懐  
 きとりて御子となし奉りける是を菅贈大相國とは申すなりといへり。  
 羅山林子は此説を非とす故に人多く羅山の如く思へり予思ふに北野  
 縁起にいへることなれば浮漫なることをば記すべからずしらす是な  
 りやいなや答云羅山は儒者なり是即菟道太子百濟の王仁を談して偏  
 に人倫の儀を知て神佛の奇怪を知らず偏に君子の典教を執して靈祇  
 の妙化を捨るとの給へ應神天皇の異國の巧なる理を以て此正直なる  
 書を解くには是神法の妙なるを漫りて人の儀の凡なるはなし神明の驗  
 き徳を失ひ吾國の威を捨てんとの給へる如きものなり人の理の常な  
 るを以て定量とし神明不測の境を疑ふは神明の甚憎み玉ふ事舊事本  
 紀中往記せり所謂神事本紀中の 天照皇太神勅天皇本紀上下應神  
 天皇記住吉大明神勅本紀の日本媛命の語本紀の三輪大明神託等拜見  
 し奉るべし故に儒者憲法の中には怪力亂神を語らずといふ章並に神

を祭こと神在すが如くせよといふ章をば我朝にては講すべからずこ  
 定め玉へり其心を用ゐる玉ふこと尤精密なるにあらずや傳へ聞く羅山  
 は大成經を讀めるは神社考撰集を學びし後なるか假令以前に讀みた  
 りさて先執に膠執して局見を改むること能はざりしならんこれ學者  
 の大患なり羅山既に河勝が化生なることを記す是本本紀三十三に出  
 たり何ぞ河勝が化生なるを信じて菅神の化生なるを疑ふや子が菅神  
 の事を記するや褒するにあらず貶するなり大日媛命所言是我國の怨  
 なり神威を無す者なりとは子に當れり菅神の化生なることは古より  
 萬口一談是を稱し是を尊む子疑の端を開きてより子が見に與する者  
 間あり盲衆盲を引くのつみ免るべからず尤恐れ慎むべき事なり見す  
 や北野縁起下前に出す本は別なり上巻の本は筆者烏丸光廣卿なり。  
 時平の大臣菅公を讒し苦めける頃菅原の大臣は初瀬の觀音堂の南の  
 軒より飛出させ給へし人なればいかさまおそろしさよと時の人申し

あひけりといふことを、此説神詠の御歌並觀音の應化と世に傳ふるご  
符節を合せたるが如し、豈疑ふべけんや、既に天満大自在天神と稱し奉  
る、そのはじめ生の象生年の人物に異るべき事思ふて知ぬべし、凡そ世  
界の初は萬國共に化生なれば言ふに及ばず、人の代に至りても化生の  
もの多し、支那にては伊尹是然り、あゝ忝なきかな、周遍法界大日如來大  
悲願に依て自在神力加持三昧に住して、此本有常住にして三災壞劫に  
もかけず崩れざる靈場に、密嚴花藏の兩部の淨土を構へ、廣く衆生を攝  
取せん爲十一面の形を現し、日月となつて四方萬國を照し、内外兩宮の  
神と顯れて國民を擁護し、高祖遍照金剛と變じて大日の教法を大日本  
國に弘め、神道の興義を顯し、天満天神と化しては善惡應報の現證を顯  
して、一文不知の者迄も勸善懲惡の心を發さしめ、刹へ乳臭き兒童迄も  
渴仰の掌を合せしめ、引て妙道に入れ、玉ふ善行方便心の量るべきにあ  
らず、口の議すべきにあらず、仰ぎ信すべし、伏して尊むべし、北野縁起に

曰忝なきかな四海の主九民百黎頂きを傾ふけ志を致す、今生一期の榮  
花を祈るのみにあらず、未來九品の往詣を遂げ、誰人か天神を仰ぎ奉ら  
ざらんといへり、實に爾ある可きかな、因に神詠の御歌數首を出して、管  
神信仰の人に示す、日夕敬し拜吟し奉らばおのづから神慮にかなふて  
二世安穩なるべし。

花もうと嵐もつらし諸共にちればぞさそふさそへばぞちる  
ごもすれば身はうきぬまのあやめ草ひかれやすきは心なりけり  
宵の間や都の空に住みぬらん心つくしの有明の月  
都にてきかぬを聞き悲しきはあら磯波のあかつきのこゑ  
思ひきや心つくしに流れ來てかゝる浮世のはてを見んごは  
しらざりし時もありしにいかなれば見そめて人の戀しかるらん  
思ひきやあふうれしさに引きかへてかく別れてのうかるべしご  
は

かりそめの情ばかりの契りしてながき別れとなるぞかなしき  
 今よりはいとへとてこそうかるらめ世を恨みても如何にかはせ  
 ん  
 野も山もぬしなきかたはよもあらしそむく所は心にぞある  
 我よりも年の老たる人を見てあれもあればと思ふはかなき  
 心こそかはらずとせめて世に知られぬほどのかくれ家もか  
 な  
 頃は秋時は夕ぐれ身は老ぬなにし涙のおちとまるべき  
 君とわれいかなる事を契りけんむかしの世こそしらまほしけれ  
 思へどもかなはぬことなげかれて捨るに安き身をばいとはず  
 世の中の人の心のあるなしも身のうきとさきぞ思ひしらるゝ  
 染めばやな心の内をすみ染めに衣の色はとにもかくにも  
 あひ見てもつるにわかるゝ白雲のかゝる此世のいとほしきかな

あはれ猶うき今までの友ぞなき人の情は世にありし時  
 ぬれぎぬをいかゞきざらん世の人の天が下にもすまん限りは  
 あはれなりのぼりのぼりて老の山いそがぬ道の末ぞちかづく  
 世の中のうきもつらきも身をさらぬ心一つのとがにぞありける  
 世の中はまごろまで見る夢なれやさむる思もうつゝならねば  
 身は老ぬさもあらばあれ世の中にかからんことしばばかりぞ  
 思ひきる心のつるぎ一つだにあらばうきよのつなはものかは  
 牛の子にふまるなにかたつぶり角あればとて身をな頼みそ  
 年も日も老ぞの杜にかたぶきて命つゝむる入相のかね  
 以下の御歌は現人神となり玉ふてより後に或は託宣に又は夢などに  
 告げさせ玉ふなるべし此類の御歌多くありとぞ。

後の夜の苦みあるを歎げけかしよは幻しの物としらすや  
 すてよとて思ひしらする世の中をうきにつけても何いのるらん



心だに眞の道にかなひなば祈らずとも神や守らん  
 いとひてもいとほぬ人のおしきかな神となりても我はさなきに  
 心ざし我にいたさん人あらばうかりし時の思ひしるべし  
 あはれなり天が下なるありさまはひがごと祈る人の多さに  
 我頼む人を空しくなすならば天が下にて名をや流さん  
 うきことは神となりても忘れず人を見るにも思ひしられて  
 世の中に物思ふ人の有さきくは我を祈らぬ故にぞ有りける  
 名にしあふ月はあかしの浦なれど我心から猶くらきかな  
 末社二字 白太夫社、櫻葉宮也。或記云白太夫は伊勢渡會の神職高主  
 第六の男、春彦なり、菅神御在世友とし善く崇め祀て北野の攝社とすと、  
 櫻葉宮は伊勢櫻宮を北野の社内に移すといふ、當山もまた北野に準じ  
 て此の末社を勧請するなるべし。一説に櫻葉宮は即與喜山の地主な  
 りともいふ、この説尤も由て來る所多きか、愚按するに渡會の神職春彦

並櫻葉宮を以て北野の末社とすること、あに皇太神と菅神御同體の謂  
 れにあらすや、前にいへる皇太神高祖大師菅神御同體の一證たるもの  
 か。

又北野祭神は三座なり、中は天満宮、西は吉祥女、菅神北の御方、東は中  
 將殿、御嫡子淳茂君なり、愚又按するに天満宮又多聞天と御同體ならん  
 か、信貴山光明院に菅神多聞合體の御影有り、之を以て推すときは吉祥  
 女は即吉祥天女、中將殿は是れ善膩師童子の化現ならんこと、默して信  
 すべし、當山鎮坐己來已に寶曆十年迄に八百十八年、其間宮殿を作り改  
 たむること幾度なるかはかるべからず、今の宮は天正十六年九月廿八  
 日遷宮、願主高野山興山寺開基、應其上人なり、上人は和漢の才に富み、林  
 道春と詩文を贈答し、殊に連歌を能く、無言抄を著す、然も精練苦修して  
 豊臣太閤及び東照神君の歸依を得たる道人なれば、尋常の人にあらざ  
 ること、知んぬべし、詳くは野山名靈集に見へたり。

鵝形石 本縁起に所言 天照太神御影向石なり、天満宮三四間脇に  
有り、是れ神代より 皇太神常鎮の寶石なり。

天照太神此山より出で玉ふ故に一名を日出山といふ、尤深旨あるべ  
きことなり。此石の側に菅神鎮座し玉ふもまた奇しき事どもなり、豈御  
同體の義を示し玉ふものか、次に杵形石と稱する兒屋根命天太玉命の  
影向石有り。

天物梁命又天道根命といふ、七代獨り化天神、神皇産靈尊の御兒なり、  
這神宗源の神道を傳へ玉ふ。

天太玉命六代獨り天神高皇産靈尊の御子、此神齋元の神道を傳へ玉  
ふ。

菅聖廟密奏記斷章全文

天照太神尊降日域、天宰鳳玉之御幸 爾須留

輔佐、内臣天兒屋根命登太玉命、此二柱野神並爾天手力雄神靈萬幡豊秋  
津姫命神 此二神者陰陽ノ始從此等之崇神引三率諸神達、宸初自幸當

山以降ト居於此山則東山當中、心在鵝形之石是天照大神御影向石也、此  
神石於中左杵形石天兒屋根命御影向石也、右又有掌石大玉命所座石  
也、又泊瀬豊山口東山尾前、大井ノ東、手力雄神御座也、西尾上、大鳥井ノ  
萬幡豊秋津姫命座也、西山中心有日域大小、諸神影向處、此等神達恒入  
河天爲三潔事、故號三神河浦、矣

拔書以 岩井豊恭記

荒神堂 三寶荒神出現の始は、笠山荒神の縁起を按ずるに、人王四十  
一代持統天皇御宇、丁亥年中、役小角葛城の峯に宴座して、東北の方を廻  
し望むに神秀たる一峯あり、晝は恒に紫雲霞翳、夜は乃ち天燈降り點  
す、怪み思ふて一日飛行して彼の峰に至る。一の神人有り地より涌出せ  
り、首に寶冠を戴き六臂具足せり、右の第一の手には獨股を握り、第二の  
手には蓮花を持ち、第三の手には寶塔を擎げ、左の第一の手には金鈴を  
提げ、第二の手には寶珠を捧げ、第三の手には羯磨を執る威容、寔に敬す

へし徐に小角に告て曰我は是れ三寶衛護の神世に呼で荒神といふものなり常恒に十方の衆生を觀察し淨信修善精進の行者を扶助し不信懶怠放逸の悪人を治罰す修善の者は少く造惡の者は多し故に扶助する者は少く治罰する者は多し此に由て龜亂荒神の稱を得たり若人我を歸敬する者は即是れ三寶に歸敬するなり三寶に歸敬する者は即是れ我を歸敬する者なり我九萬八千の夜叉眷屬と俱にこれを衛護して一切の求願を満足せしむ仁者我真體を見んと思はば此七岫七谷の山是なりと言ひ訖て地に歿れ玉ひぬ此に於て小角其地に就て寶祠を締構し護摩を修し彼の靈神を供ず其爐壇今に現在す是れ即ち和州城上郡笠山是れなり 聖武天皇天平十五年南都大佛殿草創の時土木の役障得有り役夫傷損する者多し時に虚空に聲有りて告て曰大伽藍を建立せんと欲はば先七岫七谷の峰に於て荒神を祭典すべし依て良辨僧正勅を奉て笠の山上に登て一七日夜精祈す時に荒神形を現し給ふ僧

正小木板を用ゐて其狀姿を圖せらるそれより亦障なく舍那殿落慶の後東大寺東面の角に於て荒神の社を建て今の葛岡の荒神是なり後に弘法大師彼の畫像を模して木像を彫刻し玉ふ今の笠山の荒神の眞容是れなりといへり當山勸請は何れの時か分明ならず當山觀音堂は天平七年棟上なれば大佛殿に先きだつこと十年ばかりなり思ふに其頃の勸請なるべきか荒神の眞容も何れの師の御作といふを知らず 廿日大師 荒神堂の内に安置し奉る施主は如意庵主法輪比丘尼なり尼料銀若干を附して長く香花を供せしむ尼は初瀬の里萩原氏の一女なり幼にして孝心深く十二三の時父の病に侍す倦で假寢し夢に天満宮に詣ず鵝形石と荒神堂の間に高祖大師儼然として影向し玉へり尼畏敬に堪えず身を投じて頂禮し奉る大師徐ろに唱言悲體戒雷震慈意妙大雲澍甘露法雨滅除煩惱熾と既にして夢覺め父に告ぐ父曰大師汝が孝情を感じて示現し玉ふらん此は是普門品の一偈なり汝恒に之

を稱へ且つ大師を信仰せよと尼聽て中心甚喜び密に誓て曰我一子なりといへども家を繼がんことを欲せず孝を二親に盡し後出家を遂げ、又冥福を薦めん伏て願くば大師加被を垂て意願を滿せしめ玉へと年長けて後父猶子某に妻て家を繼がしめんとす尼前の誓を語て詰なはず、其匪石の心轉すべからず見へければ父得て留めず遂に初心を果つることを得たり然ども故有て禪門に入り單傳直指の旨を學ぶ平生密乘に入らざることを憾みて心中に大師に祈る願くば障りなくして早く密門に入らしめ玉へと十餘年を経て服を改め密教を學習し頗る秘奥を窺ひ堅く齋戒を保ち都史の上生を期す恒に思ひらく厭ひ難き塵世をいとひ遭ひ難き密教にあひ今生を以て無始生死の限りとせんこと皆是大師の引攝を蒙ればなり大いなる哉大師の恩徳何を以てか其涓埃をも報ずることを得んと即みづから有信を勧め淨施をあつめ佛工某をして南山清淨心院に安奉する高祖自刻の靈像を模せしめ此

堂内に安す

また廿日大師と呼ぶは南山に於て高祖御入定の前日彫み玉へし像を模せしに由る菅神當山に影向し玉ふこと廿日間なれば是等の因縁を思ふてなり尼曾て予に對して其事を語りて曰尼未だ曾て是を他に語らず人の謗議あらんことを恐れてなり今は年既に老侍れば毀譽心に關らずこれを板に書して影前に掲げ信を勧むる一端とせんとおもふ、しらす善からんやと予答て曰善かな尼の心を用ゆること謹で按ずるに菅神當初雷神と化し飛來て此に鎮座し其後も雷神と化し玉ふ一再ならず、あに悲體戒雷震の一偈の意にあらずや世傳ふ菅神は乃ち高祖の後身と高祖此に影向し此文を誦し玉ふも亦其微旨を示し玉ふものか菅神を拜せんもの此文を誦し奉らば其神慮にかなはんこと知ぬべし、あにたゞ神慮にかなふのみならんや高祖もまた隨喜し玉ひ大悲者も照覽し玉ひ佛祖神明一時に納受し、忽甘露の法雨を澍ぎ煩惱の焰

を滅除し玉はんことうたがひなごと。尼聞て喜で曰菅神高祖の後身なることは始て聞きし所なれば曾て其心なし唯思へらく地藏院に兒大師の御影有り慈心院に日輪大師の尊像有り當山未だ廿日大師の御形なきを憾みて是を刻むのみ。然るに暗に其甚深の内證にかなふこと。是亦大師冥加のこるしならんとて咲を合で去りぬ。幾干ならずして尼病に臥し未だ其板に書する事を果さずして安祥として寂せり平生の求願なれば定て都史の上生を遂げしなるべし。尼生前の行業里人の熟く知るごころ。末世稀有の禪尼なり。若有女人一知三心中具佛性者雖形女人佛是言大丈夫と涅槃經に説き玉ふとかや。可謂眞の丈夫なりと予曾て其事實を聞き親り高祖を拜し德音を聞き奉る事を羨み略して顛末を爰に記して有信の徒に示すといふ。

天満宮拜殿

横七間 堅二間

正月牛玉加持等を此内に勤む。

菅明院

天満宮の供僧なり。毎月廿日化主六坊菅神法樂の連歌あり。

久敷中絶しけるを小池坊中興の後、頼意僧正興行し玉ふてより今に断絶せず。

試十一面觀音堂

二間五尺四方

與喜寺境内に有り。天満宮鳥居の内磴道の左方なり。傳ひいふ當初本堂の本尊彫刻の時先づ試みに刻み奉りし尊像なり。此寺は元獨焰摩坊所持し來れり。然れども後之を小池坊に附し小池坊隱休の寺なり。門の右に梵鐘一口有り。是は里の山添氏獨炎摩坊の檀家なる故に曾てこれを鑄て懸るといふ。

(編者補記)

現今は此堂廢滅の厄にかゝり、與喜寺小池坊住職の隱通所となり試の觀音は塔中慈眼院本尊として安置せらる。

隔夜堂

與喜寺の下に在り。洛東六波羅密寺開山寫也上人當山に籠

り觀音の御告に依て前生に調ひ置き玉ひし大般若經の軸を尋ね玉ひて信心彌増し。南都春日宮より當山へ一千日參詣の願を立て、南都に一

夜初瀬に一夜夜を隔て、宿り、三年三月の間念佛の弘通を祈らせ給ひける其旅宿なり。加程に深き上人の御志なれば大悲者何ぞ納受し給はざらん。心の儘に念佛を弘め給ひけり。夫より隔夜と名づけて春日より初瀬まで上人の跡を續け、一千日を限りて、往返參詣する者三四人づゝ今に至るまで絶ず。是又上人度生の志を感じて大悲者擁護をたれ玉ふ故なるべし。春日の側にも此堂有り。とぞ上人は人王六十四代 圓融帝の御宇天録三年往生を遂げ玉ふごなん。

多羅尾瀧 與喜山の東の麓に壹丈ばかりの瀑布有り。其瀧壺の中に不動明王兩足の跡の如き穴岩石の上に有り。長さ一尺餘深さ數寸實に凡夫の業にあらす。不思議の聖跡なり。瀧の流細き時傘などにて流れ落つる水を遮り見れば、歴々として見ゆ。本縁起に所謂不動は魔を降して瀧の下にたつといへるは此處なり。昔日慈覺大師彼蓮花谷の池を三七日廻り慈救呪を誦し玉ひし時、池中より出現し玉ふ所、不動の三尊飛で

此に至り玉ひ、長く此に留りて當山を擁護し、他に去り玉はざる。此にこそ、瀧の流れ落つる岩面に向て雙足の跡を顯し玉ふといふ。其聖容は凡夫の眼を以て拜すること能はざれども、今に儼然として此に立せ玉ふこと疑ふべからず。故に本縁起に瀧の下に立つとのたまへり。意を着て見るべし。これ長へに悪魔を降伏して、爰に立せ玉ふなり。彼蓮花谷の池上に石燈籠を置きて、今に毎夜燈火を點じ奉るは此明王に供するなりといひ傳ひたり。

愛宕權現社 裏一間四尺五寸 小池坊六世良譽和尚曾て嚴命を受けて家綱公の疱瘡平安の祈りを勤むる時、遙に武城の愛宕權現に誓て曰、速疾に身心輕安ならせ玉は、寶祠を斯岑に立て、勸請して長く崇め奉るべし。と、丹誠の感ずる處不日に平復を得玉へり。茲に因て地を選び玉ふに、此處に野猪横臥し居り僧正を見て起ち去りぬ。因て其勝地なるを知り其猪の臥せる處に社を立て勸請す。是與喜山の一峰にして粧坂

多羅尾瀧 愛宕權現社

の西にあり、觀音堂の正面に當り、望景絶倫の地なり。予按ずるに、愛宕權現は天人熊命なり、神祇本紀上云、天照太神命、天人熊命、令三降到地、食保姫神許、地食保神自口出、饗貯之百机、饗矣、人熊命甚發怒、穢哉、拔劍殺、昇天言、天照太神怒曰、汝是惡神、其刑中於殺、人熊命勇神不能殺之、白由於天祖、天祖詔曰、理罪不可遁、即下天呪、人熊命化成軍幡、天照太神取之、爲三軍、璽幡而常立、天門前、磐余彦天皇時、此三軍幡化、金色、爲三勝軍、瑞今在、山背國、怨兒山、大神此神、魔爲神、是天狗神、爲障爲怨、其事元也、略といへり、或書に曰、本地は地藏菩薩、垂迹は勝軍の形、相其體一なり、雖本迹相異なる故に、本を地藏と名づけ、迹を權現と號す、上古役小角並雲、遍上人、愛宕峰に上りて、親り神體を瞻禮することを得て、朝廷に奏す、輒旨有て、雲遍上人に命じ、神祠を締構せしむといへり、江戸の愛宕權現は、東照神君の經營なり、予傳へき、勝軍地藏尊は、金剛幢菩薩の三昧なり、伽字の淨菩提心を以て、軍中の幢旗に喩ふ、疏第九云、如大將於

高峰上、建立幢旗、備見山川、倚伏敵人、情狀指麾、百千之衆、動止言一、離合從心、以戰必勝、以攻必取、乃至如是、淨菩提心爲萬行、幢旗亦復如是、住中道第一義諦、山上乃至普觀十方、悉見無量、度門根性、優劣及諸地、通塞障道、因緣故、能攝持無量功德、普護一切衆生、凡有所爲、不可沮壞、といへり、山城の愛宕を始め、諸國所有此權現の社、みな高山の頂に立て、淺略即深秘、思て知ぬべし、また不動多聞を以て、兩脇士とす、甚深秘有るべし、此神淨菩提心の幢旗を立て、難降伏の天狗神を降伏す、世間の火災等は、多くは是天狗の所爲なり、故に此神を以て、殊に伏火の神と崇む、是萬徳の一つなり、たゞ此益とのみ思ふべからず、幢旗の上に如意寶珠を安ず、滿世出世勝、希有といへり、何れの願か、滿ざらんや。

朱書貼紙曰

二柱の御神影、向石年久しく、標柱あることをしも、きかず、古老傳へいふ、專譽僧正、當山に移り給はぬ、己前荒廢に、れよびし頃、或石工、彼石を

愛宕權現社

割りて物の用にたてんき、鑿を入れしに其人忽ち闕絶せしき、侍りぬとなん。余此集をよみてこゝに感あり、こたび注連を曳き標柱を立てたきぬ、後哲余が志を添えて其朽ちん頃ほひには必ずかくし玉はんことを乞ひねがふまこと云。

文久四甲子年 大仲年預頭歡喜院聖元

其影向石並粧坂の粧石評決の上標柱を立つる者也

去來諾尊父陽去來册尊母陰影向石 山の腰に在り玉葛庵の上川上より

與喜社へ登る礮の右の方なり。

此二神は七代に當る天ツ神なり天祖詔を奉て下界に降臨大日本豊瑞秋津州をうみ神風伊勢國神乳山に於て五十鈴の瑞を得て五十鈴國と名づけ、曰天照月尊 雄素服の三神及び諸の神たちを産み玉ふて、天地始て位ゐることを得たり。其事具に陰陽本紀にあり、其恩徳あに言の及ぶ所ならんや、敬禮して其神恩を報すべき事にこそ。

或問神明不測の境は凡惠の及ぶ所にあらず疑ふべからずと、いふを

聞くといへども、國土及び日月等を産み玉ふといふ事は疑ひなきこと能はず、乞ふ書に示せ。答汝が疑は是彼王仁が疑なり、我今菟治子の訓を擧げて其迷ひを散せしむべし。(此所餘白のみ)。

鍋倉明神社 拜殿在り、延喜式神名帳に鍋倉神社といふ是なり。此神

大悲者の應化を助け靈異を施し玉ふ、靈驗記に往往出づ、披見すべし。

玉葛庵 玉葛内侍石塔有り、傳ひいふ内侍落飾して此に住み給ふ庵

の跡なりと、石上ふるきむかしより、今に續き尼寺なり。玉葛の内侍は致仕太政大臣の御女なり、は夕顔のうへにおくれ玉ふて幼時筑紫に下り、年經て京へ歸り上りても父君にいひよらん便りなく、九條邊りにしるべの人をとぶらひ出で、やごりを占め居たまひける。都のうちといへども、はかばかしき人の住みたるはたりにもあらず、あやしきいち女あき人の中にて、いぶせく世の中をおもひつゝ、秋にもなるまゝ、きしかたゆくさきかなしきことおほかりければ、神佛こそは、さるべきかたにも



みちびき給はめちかきほそに八幡の宮と申すはかじこにて参り祈り  
し松浦箱崎同じ社なりかの國を放れ給ふときもおほくの願だて申し  
きいま都にかへりてかくなん御しるしを得てのぼりたりと、はやく申  
し給へとて八幡に詣でさせ奉るうち、つきては佛の御中には、はつせな  
ん日のもとのうちには、あらたかなるしあらはし給ひと、もろこし  
にだに聞こえあんや、ましてわが國のうちなれば、慧み給へんとて、徒  
歩よりとさだめて出で立ち給ふ、いかなる罪深き身にてかゝる世にさ  
すらふらんとて、佛を念じつゝ、辛うじてつは市といふ所に、四日といふ  
己の時ばかりにいける心もなくいきつき給ひり。歩みならはせ玉はぬ  
御ことなれば、足のうらうごかれず、せんかたなくて休みたまふ。弓矢も  
ちたる人ふたり、下童三四人、女ばら三人、げす女二人ばかり、いとかすか  
に忍びたり。おほみあかじなごしくはへする程に、又馬四つ五つひかせ  
よろしき女ふたり、下人ども男女數おほくきたりぬ。人々はおくにいり、

かたへはかたつかたにかくれよりぬ、屏風などひきへだてゝおはしま  
す。此くる人々もはづかしげもなし、いたうかいひそめてかたみに心づ  
かへしなり。さるはかのよと共に應なく右近なりけり。此君の御行くを  
を知らまほし思ひなやみて、はつせにたびたびまうでける。となりせ  
ん上のもとによりきて、物いふおのこを、ものゝはきまよりのぞけば顔  
見し心ちす、誰とは得覺へず、いぶかしく思ふに、三條召すと呼び寄する  
女を見れば、又見し人なり。夢のやふに覺へてこの女を呼びけるに、人た  
がひにやとて寄り来るを見るに、いとふとりにけり。我齡ひもいと覺  
えてはづかしけれと、さしのぞき、我をば見知りたりやとて、顔さし出  
たり。この女手をうちて、あかおもとにこそおはしけれ、あなうれしいづ  
こより参り給たるぞ、うへはお在しますやと、ながく見なれし世を思ひ  
出づるに、へだてきにける年月數へられていと憐れなり。まづお父はお  
在すや、我君はいかゞなり給へに、と問へば、皆お在します。姫君もおと

なになり玉ふまづお父に聞へんさていりぬ。皆驚きて夢の心ちぞする。屏風をしあけて待つ、いひやるべきかたなく泣きかはす。日暮れぬと急ぎ立ち出でぬ。右近は人しれず眼留めて見るに、うつくしげなる後ろ手のいどうやつれ玉へぞかみのすきかげいさあたらしく、めでたく見奉る。御堂につきて佛の右のかた近き間によりゐて、佛拜み奉る。右近は心のうちに此人をいかで尋ね得んと願ひこしに、かくて見奉れば今は思ひのごと、おとこの君にしらせ奉りて、幸ひあらせ玉へなご申しけり、大ごよびて例の藤原の類里(玉葛の事)君といふが御爲に御あかし文奉りよく祈り玉へ、其人この頃見奉りいでたり、其願もはたし奉るべしといふ、法師聞きて、いとかしこきことかな、堂内みなみな祈り申し侍りし、しるしにこそ侍れといふ、さて日ひとひむかし物語念すなごしけり。前よりゆく水ははつせ川といふなり。右近

二本の杉の立を尋ねずばふる川のべに君を見まじや

うれしきせにこそ聞ゆ玉かつらの君

はつせ川はやくのことはしらねどもけふの逢瀬に身さへながれぬ

と、打敷ぎておはするさまいごめやすし、かくて三日籠らせ玉ふて京にかへり、右近源氏の君に聞へ、玉かつらの君をむかひとらせ玉ふて、終に父大臣にも知られて内侍のかみになり玉ふ。玉かつらの巻詞長く意幽なり、其要を取りて此處に記す、委しくは巻を抜き見るべし。

牛頭天皇社 拜殿あり、川上町の氏神とす。古は廊土寺、此社の前に在て、當社の別當なり。廿五六年(寶曆十年より)前に山崩れし、寺潰れし爲に、時の住僧識賢、房暫肩山の端寮に寓す。其後圭賢僧正、蘭溪の端寮を改め、廊土寺と名づけ玉ふ。今に此社の別當を勤む。

按ずるに、牛頭天皇は三輪明神大己貴尊の和魂なり。神社本紀云、津島神社、上皇第三代時大己貴尊大神讓瑞朗國於天孫遷至西極國、遂歸至

這處一知西國一名云牛頭大神領世界疫神豐浦宮天皇時託曰吾有四荒  
魂云天刑星和魂云牛頭天皇幸魂云大黑天君奇魂云泰山府君壽天  
福災威主(三十三)又天皇本紀下之上云推古天皇二十年五月端午(聖德)皇  
太子爲藥獵(百濟國人)博士學智問皇太子藥獵之禮何爲嚴重皇太  
子曰天氣月德正五九同吉凶禍福廻向又同如汝等徒專言人理未言天  
眞施爲尙有至實所由立際幽極微寡人言之者後來汝徒疑之不信汝實  
齋戒奉問三輪神學智便齋戒至三諸山奏神樂大神託於巫飛御虛空  
須叟道遙還立湯釜上告學智曰汝異國人學異人法輒疑吾法神奇靈  
怪我未甘汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝汝  
事)大王爲化世俗習類令汝弘之故隨之閣之今汝希發誠信心故吾告  
汝吾元常世神也從未始天地先在於世間尋出借氣於(素服雄尊也)  
至勇大神之天精爲此國主王能補成是國出於天竺國成牛頭輪王而  
爲四特元出於辰旦國成牛頭大王教百藥之功皆吾神化也五月端午

吾牛面神得依日也敬祭之汝等未知神明玄鏡當於目味意晦而常疑  
神通業是汝法病吾及諸神嫌此疑氣如食人前體臭死馬汝欲住吾國  
速停其疑氣汝永久停疑吾今教大事吾元神形者十有一聖面比於聖頭  
上以這尊像鏡面鑄爲懸於祠中心國中惡神多來拒神明祠見此像恐  
退諸人見此像消禍而得福神有二類(邪生)常世大聖化成大神天極大魔  
化成荒神其荒神等皆嫌鏡像這大神等皆有元像宜鑄鏡像時至告之  
學智信伏而奏於朝廷遣使於國邦於大社國社縣社奏神樂請神託  
隨神言鑄像鏡先是於代代年年每國縣數有神軍發每度暴雨暴風  
損五穀傷庶民此後無神軍仍無損田憂取さいへり社に正體鏡を懸  
くるは其法元なり右二ヶの託宣を以て見るべし大已貴尊牛頭天皇共  
大黑天神共天刑星共泰山府君ともなり衆生を濟度し玉ふ恩徳いづれ  
の國か蒙らざらん就中我朝を造り神祇本紀の説堅めて五播富士柄島  
竹生島美島金花山也を立て國をつなぎ久方の天と共に榮へ久しき安

國と定め、其功に伐らず、天孫に譲り玉ひし神慮の程申すも恐れあれど  
いとかしこきにあらすや。されば天祖(神祇本紀)其徳を譽玉ふて大夜靈  
貴尊と名づけ玉ふて大日靈貴尊に對し天地晝夜を分け知らしめ、夜を  
知るには玄躬に好けんとして玄躬貴尊(大黒天)と名づけ、地を知には牛  
頭(牛頭天皇)好からんとて牛頭貴尊と名を與へ玉へり、大黒天神といひ  
牛頭天皇と稱ふるも其名義以て知んぬべし。

見廻不動尊 小はつせ山東北の尾崎數丈の懸崖の岩に刻む傳へい  
ふ高祖大師當山に參籠畢て笠山の方へ立ち出でさせ玉ひし時此處に  
て回顧し玉ふに兩山相對すといへども、共に縈廻屈曲して二つならず  
寔に金胎兩部二而不二、而二の深理自然と顯れたる秘密莊嚴の靈  
場なれば、此山に入らん者をして是より心地を定め堅固の淨心を發さ  
しめんとして、此明王の御形を刻ませ玉ふと、なん誠に不動明王は一切衆  
生の菩提心の大地を堅固不動ならしめん爲に堅固不壞なる須彌山王

の上に安座し玉ふなれば、誰も此明王の加護を蒙り心地決定を祈るべ  
き事なり、世間有爲の所作する心地決定せざれば、一事も其功を遂ぐる  
ことなし、况や出世の一大事をや、悲ひかな、偶々佛前に座する時、無始惡  
業の習氣塵砂のごとくなれば、妄想穢念のみ競ひ起りて暫くも靜るこ  
と能はず、實に風中の燈の物を照すこと能はざるが如く、龜動散亂の風  
止まざれば、正念禪定の水澄まず、感應の月何んぞ影をうつすことを得  
んや。さればにや古歌にも

世をいどふ姿ばかりはかるかやの亂れやすきは心なりけり。  
と、または

ありはてん命まつまの程ばかりうきことじげく思はずもかな  
といへり。

加茂大明神 十餘町河上河中の石上に鎮座し玉ふ、是れ本縁起にい  
はゆる雷神毘沙門天の寶珠を落したる處なり、故にこゝに此神を勸請

加茂大明神 石地藏尊 十一面石像

す加茂大明神は大己貴尊兒味鋤高彦根命なり地祇本紀上六卅云坐大和國葛城上郡高鴨社云捨篠社又坐通狹國一宮此神有勢美貌勇氣又任護國一任意風雨故父大神用倫獨數讓此神遊國々成雷淋甘雨養田或分雲昇天謁日神月神天祖天尊神請國政之任天祖聽曰齋元極者爲汝國根汝心忠貞能奉助日神又順月神御誠無咎無悔正政隨汝所念時月誦尊爲水任信以三天高田葵授以下之遂成雷下而至於山背國御城上縣永如鎮坐以三天眞井水盛包諸葵葉將爲御手洗故名三分雷神宗像姫大神又飛來垂迹三輪大神成鳴鏑矢至垂迹上鳴下鳴鏑御祠略(葵祭由來可知)

石地藏尊 川上町より一丁ばかり良の路傍に有り靈應新なり傳へいふ高祖の御作なりと。

十一面石像 圍八九尺の大石に刻む樂水の寮の門外河の端に在り傳へいふ是れ亦高祖の御作なりと凡そ祈り求むること満せずといふ

ことなし依て里人の信仰斜ならずむかひは河上町の下河の洲に在り其わたりの者は是れを汚穢し奉らんことを恐れて數百の人歩を集め四辻の橋下菅神會て水に浴し玉ふ處へ移さんとて車に載せて曳けるに此處に至り萬方すれとも動き玉はざりければ此處に安じ奉りけるとぞ。

大手水石 仁王門前 正平十三年丙戌年と彫み付けあり、人皇第九十七代後村上帝紀元二〇一八年なり即大仲年預に有る記録中にも寫あり。

熊野權現社 二王門の左穿岩の門の右慈心院の塀の隅なる巨巖の上在り廊坊太夫の鎮守なり廊坊の舊の屋は穿岩の門の内今の是閑借樂の寮の處なり當山中興の後諸國の學徒雲の如く集り錫を掛くる地なきが故屋敷を小池坊へ寄附し寮舎を立てしめ今の處に居を移す其祖先は藤原の房前朝臣當山の俗別當に補せられて家臣某を此に居

大手水石 熊野權現社 橋詰社 大川大明神

て當山の庶事を務めしむ其子孫相續して天正の頃まで俗別當たり專  
譽僧正當山中興の時家に傳はる所の寶物等を僧正へ進上したる目錄  
並僧正直毫の御書等今に傳つて同家に有り。

按ずるに熊野權現は三所に十二祠なれば惣じて三十六祠なり。

橋詰社 菅神影向の日に此下の河水に浴し休ませ給ふ處なり故に祭  
會の日神輿を暫此に駐め當時の例に擬して體饌を供ひ樂人舞を奏す  
此下の河も菅神浴し玉ふより以來傳へて當山參籠の者水に浴し身を  
清むる處とす故に岸を石にて帖み階をなす二王門の下より此邊まで  
を櫻の馬場といふ古は兩傍に櫻を植えたりしが獨炎魔一切經不動坊  
大琰魔坊等の諸堂司を山上より此邊に遷すとき櫻を伐り根を穿ちた  
りとなん。

大川大明神社 亦曰 白鬚明神 觀音御衣木を守護し近江より此處  
まで來り玉ひし神なり。

泊瀬石 今鼠屋が脇の河中に有る大石なり本縁起にいへる所の毘  
沙門天の寶塔川上の落神より流れ下りて此石に泊りける故に神川瀬  
を改めて泊瀬川といひ三神の里を泊瀬の里と武内宿禰名づけしとい  
ふ此石なり依て人の穢さんことを警め昔より注連引廻し崇むるなり  
徳道上人御影堂 裏二間四尺 觀音堂同時御造立なり御影は御自作  
なりといふ影堂の側に上人の御廟有り上に十三重の塔を立つ側に一  
樹の老松有り上人は播磨國揖保郡の人は法起菩薩の應化第三仙の再  
誕なり母公叔子明星天子降て口に入ると夢みて身み人皇三十七代  
齋明天皇即位二年(紀元一三〇六年)九月十八日日出に懐ける子を放つ  
がごとく産れ玉ひ十一歳にて考に別れ十九にして妣に離れ廿歳にし  
て當山に來り道明上人を師として出家し寶石の瑞光を拜見し手力雄  
明神の告げを受けて本尊及び伽藍造立の鴻願を發し房前朝臣の執奏  
により 聖武天皇の勅を奉り觀音を雕造し供養し奉る天皇當山の冥

護に依て障りなく帝位に登らせ玉ひければ、歡感ことに深く重て御願寺として、本堂並諸伽藍造營を始め玉ひ、其功未だ畢らざるに賢璟大徳を擧て次補とし、寺務を遁れ休隠し玉ひり、其全功を受け玉はざる謙讓の徳、李老の格言にも超たり、豈仰げばいよ、高きにあらずや、宜なるかな、求聞持一印の法を修して速に悉地を得、天乳を感じ玉ふこと、起本縁靈驗記、第三仙人とは、役行者の事なり、役氏は舒明天皇即位六年、紀元一二九四年に生れ、大寶元年六十八にして、雲に乘り異域に去る、河内の道照上人新羅山寺に於て法花を講じける時、毎日數多の仙客來て席に列る、其中第三座の仙和語を以て問難を擧ぐ、道照怪で是をさふに、彼答て曰、我は是れ日本國金峰葛城富士の峰など道を開き修行したる役の小角なり、唐に四十の仙人有り、我其中の第三座なりと、依て第三仙人といふ、扶桑紀第五、徳道上人役君の再誕なることは、祕記の中に曰、手力雄明神告て曰、上人の前生は役の優婆塞なり、此一代が峰にて修行しける時、

南の頭、豐山の嶺に精舎建立の願を發すと雖、兼てはたさずして没せんことを知りき、是をはたさんが爲に法界體性三昧に入て分身し、今此に來ると、以て知んぬ、上人は當山を開き群生を度するは、只一世の微願にあらず、前生よりの鴻願なり、千歳の後までも靈感日日に新たに、廣く衆生を度するもむべなり。  
法起菩薩は即ち金剛山に舊來淨土を構へて、鎮に國家を覆護し、長く群品を利濟し、玉ふ大薩埵なり、華嚴經第四十五諸菩薩住所品に、大唐清涼山の文殊の淨土なることを説き、畢て尋で下の文に曰、海中有所名金剛山、從昔以來諸菩薩衆於中止住、現有菩薩名曰法起、與其眷屬諸菩薩衆千二百人俱常在其中、而演說法、といへり、傳通記緣起の勘文に引けり、披見すべし、愚按するに、天地麗氣記の中に法起を寶喜に作り、即金剛寶菩薩といふ、此に由て見れば、法起菩薩は即ち虚空藏尊、明星天子の本體、其垂迹をいへば、即ち天孫大神、天日子星瓊々杵尊にして、天照太神御孫始

徳道上人御影尊

て此下界に降り筑紫日向の國高千穂岳に駐り三十一萬歳我國を治め、  
人王の代に至り天照神の請に依て伊勢國菟道宮に遷りましゝて天  
地の有らん限り此國を覆育し玉ふ地神第三の大神なりむべなるかな  
上人の母明星口に入ると夢見て懷妊し虚空藏の應化にて十八日に生  
れ天照大神本有相應の地密嚴本有の光を祕すとの玉ひし當山を開き  
皇大神の御本地の觀音を顯はし玉ふこと觀音虚空藏の内證甚深の旨  
あるべきこと默思して知ぬべし略して上の求聞持堂の下に出すが如  
し併せ見るべし。

上人掩化の年勘文に出す袖中抄には天平七年十月十五日といへり。  
或曰此説誤なり淡洛廢帝本紀土御門家に在りといふには天平寶字六  
年壬寅三月二日と記す此説往昔より當山相傳ひて三月二日といふと  
同じ所以は當山往昔より恒例として毎春千部の法花を轉ず此會は  
聖代帝の敕願より始るといへども上人の寂後兼て彼冥社を薦めんが

爲に其諱日三月二日より始て八日まで是を讀むこれ當初より年年相  
續し順ひ修して今に至るまでしかなりといふ此義尤も理り有り。

私に思ふに上人此南閻浮提第一の福田なる觀音常住の靈場を開き  
玉ふのみならず琰王の告に依て大悲度生の聖跡三十三處順禮の易行  
を始め一文不知の男女までも精進潔齋して數十日の間常念恭敬の善  
縁を結ばしめ玉ふ善巧方便寔に同體大悲の弘誓より發る大權の施爲  
なれば千歳の後も巡禮の輩年年に多く其願海に入るもの數を知らず  
當山を始め自餘の靈場まで威驗萬歳に輝くべし誰か其恩徳を蒙らざ  
らんや心あらん者報恩の志を懷かずんばあるべからず且つ虚空藏の  
應化にして觀音の大悲を宣揚し玉ふことかくのごとし二尊内證また  
想ひ觀るべし。

法起院 寶永三丙戌秋亮貞僧正幕府より命有り武都に至る八月廿  
八日大僧正隆光と共に登城しける時松平美濃守吉保嚴命を傳へて豊

法起院 管神御旅所 粧坂 手力雄明神社



山の封戸貳百石を増加し玉ひければ隆光英岳二僧正と相議し菅明菩提良興及び徳道上人御廟の供料に分附し御影堂の側に一字を造立し其本地を顯し法起院と名づく貞僧正中興記有り隔夜堂古は此處に有り法起院建立の時今の處に移すとぞ。

菅神御旅所 俗に切石といふ尺四方なる大石有り是れ彼武麻呂が家の前菅神當初休ませ玉ふ石なりといふ祭祠の朝神與本社より出御ならせ直に此に至りて石上に安じ奉り蕚繫を薦め翁の舞を奏す。

粧坂 大日媛命皇大神を戴き奉り倭國彌和の御室の嶺上宮より宇多の秋志野宮に御幸し玉ふ時此坂の上なる石上に水の溜りたるにて粧ひし玉ふ故に坂の名とすといふ又此坂いかなる由にや古より婚禮の者通らずとなん此坂伊勢參宮の本道となる。

手力雄明神社 大泊瀬山の西南の尾崎に有り延喜式神名帳に泊瀬山口神社といふは是なり此神天照皇太神の勅を承て此處に鎮座し徳

道上人に對し皇太神の冥惠を告げ知らせ此靈場を聞かしめ君臣を守り國土を治め玉へば其神徳を崇め官幣を立てられ玉へりはつせに住む者此神恩を知り報謝の心を忘るべからず殊に靈驗新にて大悲者の化儀を助け玉ふ事靈驗記に數多載せたり按ずるに此神は即信州戸隠大明神なり天照大神天岩戸に籠らせ玉ふ時云云。

萬幡豊秋津姫命社 小初瀬山の西南の腰に在り此社の山を兩部山といふ土人傳ひて此社を辨財天女なりといふは誤りなり初瀬山西南の入口南北相去ること僅に一町餘兩山縈廻して山口深く籠り隠れて見へざれば籠り口のはつせと枕言葉にいふなり。

大和姫命世記に出づる所の一説に此神と太力雄命とを以て伊勢太神宮左右の相殿とすこれに依て見れば此處に東西に分れて此二神鎮座し玉ふ甚深の由緒あること心を潜めて思察すべし。

大鳥居 はつせの里の西の入口にあり仁平二年記云菅相丞曰當山

は是れ 天照大神隱蟄の地諸神冥道守護の砌なり鳥居を立て以て神明を崇めば山内静澄なるべしとて自ら方處を撰び其地を示し藏王權現告げ玉ふ功德成就の地諸佛經行の砌諸天神祇此山に在て威權を振ふといふ文を額に書し玉ひ昌泰元戊午十二月始て鳥居を建つ即ち今の大鳥居是れなりといへり昌泰元年より仁平二年迄二百五十五年なり其後天文十四乙巳年迄凡四百年合せて六百五十年餘りは相續せるものと見へたり其後いつの頃傾き仆れけん空しく其名のみ残りて定かに其處をも知る人なかりしに去ぬる享保三成年小池坊十八世秀慶僧正靈夢を感じて其礎石を掘出されて再營を願ひ免許を蒙りて今の鳥居を建て始め同五年の夏功を成せり額は東寺長者檢校法勢東大寺別當兼花嚴宗長吏道恕大僧正の直毫なり即功德成就地等の四句の文なり高サ三丈一尺横貳丈四尺棟梁天に横たはり鸞鳳雲に翔る山川光を増し諸人觀を改む神天の隨喜察すべし慶僧正當時人に語て曰向來

はつせの里災禍疾疫多きことは此祇園絶えて人の穢惡を憚る心少なければなり今既に花極再建して菅神の素意を顯はし奉れば當にさるべし將來災難少なるべしとしかしよりこのかた四十年餘慶僧正の玉ひしに違はずとなん宜なるかな此鳥居の東の山の腰には手力雄命西の山の尾には豊秋津媛命鎮座し玉ふ一説に此二神を伊勢太神宮の相殿とす記に出づ天照太神陰蟄の地と菅神の玉へる併せ思ふべし都て此より内見返り不動尊まで尋常の世界にあらざること額の文にて明かなり密嚴清淨の仙都にて兩部の諸尊羅列し玉へば一木一石として佛神の御座にあらずといふことなご故にたまも此より内に入るものは當に正直を本とし清淨を先とすべしいはんや常に住する者をや然れば即現には災禍を遁れ家門繁昌し後には常世淨土に生れ快樂心のまゝならん若亦謀計を構ひ身心を穢さばたゞ現に災難にあふのみならず當に底根地獄に落ちて永劫うきめ見るべし菅相亟創

て建て慶僧正後に興す之が爲なるべし。

興元寺 黒崎村西阜に在り、後は三諸山に攝し、前は平郊に臨み、望景無盡の地なり、信海法印地を賜て永く小池坊隠棲所とし、みづから此に住み玉へり

泊瀬川

天皇乃御命畏美柔備爾之家乎擇隱來之泊瀬乃  
川爾舳浮而吾行河乃川隈之八十阿不落萬段顧  
爲乍玉梓乃道行晚青櫓乃京師乃佐保川爾伊去  
至而我宿有衣乃上從朝月夜清爾見者栲乃穗爾  
夜之露落盤床等川乃氷凝冷夜乎息言無久通乍  
作家爾千代二手來座多公與吾毛通武

(萬葉長歌)

大日本國長谷寺觀世音緣起和讚

無垢清淨光 慧日破諸暗

能伏災風火 普明照世間

歸命頂禮泊瀬山

大慈大悲の月影は

さしもかじこき佛菩薩

衆生を濟度し玉へど

攝取の御手も力なく

助け玉ひし其例し

濱の眞砂の敷これす

靈驗餘尊に超玉ふ

天満神の御親筆

緣起和讚

難救能救觀世音

大唐までもさしも草

在在處處に御座して

罪過深く重ければ

捨させ玉ふ者をさへ

昔も今も有磯海の

同じ大悲の佛にて

いはれを密に尋れば

緣記祕記の二卷や

験記流記なご其外の  
其大旨を聞ごきに  
轉變無上の地に非ず  
一切諸佛の本初たる  
河の東は大泊瀬  
西は金剛界會にて  
王城の地に萬國の  
十方世界の佛菩薩  
皆來集會の都會なり  
中にも大慈大悲とて  
ふかき誓の觀世音  
三世常住法界の  
利生の長き谷なれば

古記に具に在とかや  
先此山は尋常の  
三世常恒變りなき  
大日如來の淨土なり  
胎藏界の曼荼なり  
小泊瀬山と是をいふ  
侯伯集り居る如く  
諸天神仙龍鬼等  
大日如來萬徳の  
罪ある者程あはれみも  
金剛寶座に立玉ひ  
衆生を憐み羽包て  
長谷寺とは名づけたり

されば大悲の形像も  
種種不思議有となん  
天照太神茲地にて  
神樂を舞せ照覽す  
瑞光放つ處あり  
太力雄にぞみことのみ  
汝が有縁の砌なり  
人の代になり聖人の  
此旨傳へ示すべし  
すなはち鎮坐長しへに  
類聚國史や延喜式  
官幣特に賜りし  
この太力雄の社なり

伽藍もなかりし時にさへ  
神代の古き昔には  
五人の神樂雄八乙女  
爾時山の岫の中  
太神これを指さして  
此こそ我身本有の地  
永く此地に止まりて  
來て山を開くとき  
命神勅蒙りて  
國家を守り福ひす  
所所に其號を記されて  
長谷山口の社とは  
神樂院の院號も

縁起和讃

枕言葉のかぐらくも  
 泊瀬女はかの八乙女ぞ  
 遠き田舎に残れるは  
 五人の神樂雄八乙女に  
 泊瀬といへる其縁は  
 三社権現人王の  
 地主の神にて御坐せば  
 三神と稱ひ來りしに  
 三社の脇に安置せし  
 雷神取て上るとき  
 此神川の瀬に泊る  
 天徳地榮の瑞なれば  
 舊の三神神川を

この由とこそ傳ふなれ  
 はつせといへる舞曲の  
 これを學びの技ならん  
 深きいはれの有とかや  
 此川上に瀧の藏  
 始めの御代より鎮座有  
 川を神川里の名を  
 應神天皇治天の日  
 天人所造の毘沙門を  
 御手の寶塔落流れ  
 武内宿禰是を見て  
 此地行末榮へんと  
 豊山泊瀬と改めて

慎み敬ひ寶塔を  
 彼雷神を祠れるを  
 寶塔泊りし瀬の石も  
 とまるはつせはその心  
 とませともまたはつせとも  
 同じ始めの御時に  
 はつせの嶺挑ひらき  
 第二の御代に上野や  
 顯れ出させ玉ひける  
 人王三十三の御代  
 紫雲高根にたなびけり  
 問せ玉ひば皇太子  
 此瑞ありと答へらる

北の嶺にぞ納めたる  
 今落神の宮といふ  
 泊瀬石とて現に在  
 かはらぬ故にむかしより  
 和歌にて詠るらむ  
 彼の武神の元湯彦  
 岩戸を閉て神隠れ  
 秦名滿行權現と  
 本地は六道能化なり  
 推古天皇行幸には  
 聖徳太子に何故と  
 大聖遊化の嶺なれば  
 天皇瑞雲の御製あり

太子敬み廣給ふ  
大成經に載て有  
舒明帝の御宇とかや  
白介翁といへるあり  
阿彌陀如來に祈りしに  
諸佛集會の靈地なり  
汝が所願満べしと  
はるゝ尋ね來て見れど  
住人もなき山中に  
其所にて念誦怠らず  
十一面觀世音  
利益に預り富榮へ  
彼の觀音を造立し

右此二件具には  
人王三十の四の代  
信濃國の更科に  
二親の菩提を善光寺  
大和國の長谷寺は  
かここに行て持念せば  
如來の告を蒙りて  
更に佛もまします  
光を放つ處あり  
一夜の夢に生身の  
感見してより不可思議の  
五萬長者と世に呼れ  
新長谷寺と號けけり

翁の願力彌陀如來  
千年の後の今を尙  
天武天皇當山の  
天位に登らば寺を立  
祈誓をこらさせ玉ひしに  
弘福寺道明大徳に  
釋迦を千體金銅に  
大和國の釋迦堂と  
觀音大士造立す  
播磨の國の生にて  
明星天子天降り  
覺ゑて孕み長月の  
幼ごき父母に

觀世薩埵の擁護にや  
靈驗あらたにおはします  
靈威を會て聞き召  
佛を作り崇めんと  
程なく聖運開きまし  
勅して精舎を建立し  
鑄させて安置し玉へり  
世に名高くぞ呼れける  
本願徳道上人は  
母の俣子夢の中  
口に飛入玉ひしと  
中の八日に誕れけり  
永訣を悲みて

縁起和讃

二親の菩提を訪ため  
宿世の縁に引れつゝ  
道明大徳戒師とし  
昔の袂にかへ玉ふ  
勤の床には月をめ  
處の相を相玉へば  
下北衆生の谷深し  
一望一天無双なり  
廣く衆生を度すべしと  
光り赫然處あり  
丹心殊にこらす時  
奇異なる靈神顯れて  
天照神の勅を奉

出家の心發起して  
此幽谷を詢來り  
齡廿の花ごろも  
學びの窓には雪をつみ  
年を累る明暮に  
上求菩提の山高く  
四方四神相應じ  
吾此山に寺を立  
詠めまはせば金色の  
日日其所にて勤行し  
光の本に一人の  
汝しらすや我はこれ  
汝が來るを松の下

手力雄の命なり  
天の岩戸を挑ひらき  
此靈壤に天降り  
光りを和らぎ常恒に  
汝前生名も高き  
此地に伽藍草創の  
其願力に引かれつゝ  
早く佛像彫刻し  
すゞしめよやと告了る  
聖人歡喜限りなく  
神の本地を顯はして  
語れば道明手を拍て  
奇しき靈木此に在

古へ天照太神  
諸神等を率ゐつれ  
密嚴本有の地を秘して  
朝廷國家を守ります  
役の行者たりし時  
意願發せざ果さねば  
生をかへまた來るなり  
天照神の御意を  
言と共に消玉ふ  
御衣木を求め天照す  
衆生に福田與へんと  
善哉善哉遠からず  
昨夜不思議の夢を見る

異形の神人数しれず  
 一人の童子蓋を持  
 白衣の翁在しけり  
 爰には住と問ければ  
 此瑞木を守りつゝ  
 率ゐてここに來るなり  
 即此山守護の神  
 靈木こゝに來れり  
 怪む折節夢合せ  
 瑞の夢ぞこの玉ひて  
 聖人勇み喜びて  
 名にしあふみの三尾の谷  
 十丈餘りの楠とかや

彼木の廻りに列れり  
 指覆ふたり木の本に  
 翁は何人何故に  
 我はあふみの三尾の神  
 片時も離なれず眷屬を  
 蓋を覆へる神童は  
 此神等の請により  
 いふかと思へば夢覺て  
 汝が願ひ叶ふべき  
 感心随喜し玉へつゝ  
 里の故老に尋ねれば  
 最も奇しき臥木あり  
 恒に光明放ちつゝ

異香遙に薫じけり  
 白き蓮花を木に散す  
 木よりも白蓮生じけり  
 彼谷の名と成にけり  
 繼體帝の御代とかや  
 此木自然と流れ出  
 伐とり犯す者あらば  
 手を觸れ穢す人もなく  
 用明天皇元年に  
 佛の御衣木にせまほしと  
 木のたゞりにて死せしより  
 推古天皇しらしめす  
 沙彌法勢といひし僧

一時天人天降り  
 其花此木に着てのち  
 今に傳へて白蓮花  
 人王二十六代の  
 雷電風雨の洪水に  
 大津の里に留れり  
 忽たゞり惱むとて  
 七十年をぞ経たりける  
 當國八木の里の人  
 乞得て八木に挽來り  
 かしこに三十餘年有  
 二十六年寅の年  
 十一面尊作らんと



當麻の村に曳移す  
 諸人不祥の木と思ひ  
 この初瀬まで引來り  
 三十九年と語りけり  
 本意を告て乞ければ  
 聖人急ぎ天照す  
 五十鈴の川上礫の宮  
 文武天皇十年の  
 蒼天ごとに雲晴て  
 社の前に忽然と  
 十一面尊金色の  
 聖人拜伏頂禮し  
 大願すでに満足す

これも願を遂ざれば  
 天智天皇七年に  
 捨置去て今年まで  
 聖人彌靈木と  
 故老悦び與へけり  
 神の御本地拜みてぞ  
 百日籠り満るとき  
 長月中の五日の夜  
 月光更にいさぎよき  
 日輪顯れ其中に  
 光をはなち立給ふ  
 本地の尊影瞻禮し  
 希くば垂迹の

御姿をも拜まんど  
 貴き婦人顯れて  
 よく我が言を思へとて  
 大日日輪觀音の  
 形を隠させ玉ひけり  
 左右すれども佛像を  
 單に佛神三寶の  
 夢に東の嶺の上  
 奇き人あり三燈は  
 瑞木彼こに曳揚て  
 養老四年二月に  
 庵を結び香を燒き  
 藤氏いよ／＼繁昌し

思ひ凝せば常ならぬ  
 咲を含みあきらかに  
 我本秘密大日尊  
 七言六句の偈頌を説  
 聖人勇みたち歸り  
 彫造すべき資なし  
 冥助を頼み思ひねの  
 三の燈かややけり  
 三世の利益を示すなり  
 佛を造れと告玉ふ  
 教に任せひきあげて  
 聖朝倍安穩に  
 乃至法界平等に

利益せんため佛像を  
大悲の弘誓に叶ひなば  
ならせ玉へと一心に  
實に阜になく鶴の聲  
同八年文月に  
斑田の勅使勤められ  
分入祈る聲を聞き  
聖朝藤氏を祈るぞと  
第六天に住魔王  
日遍照す太神  
春日の神に打むかひ  
君臣となり諸共に  
妙契なしてかしくも

造立安置の我願ひ  
靈木自然に佛形と  
五體を地に投禮拜す  
天に聞ゆる例かや  
房前朝臣當國の  
狩の爲とて此嶺に  
扉に立寄何故に  
間に答て傳へ聞  
我朝侵す謀畧  
法性宮にて照覽し  
汝と我と天降り  
彼土の衆生を利すべしと  
二神光を和らげて

塵に交り給ひけり  
天津日繼は未絶す  
天地長き安國と  
興廢兩家にありぬべし  
否泰に依べき道理なり  
共に繁榮するならば  
本意具に啓すれば  
我春宮の傳にて  
はやく慶賀の事あらば  
契りて歸る程もなく  
自身は嫡子を擱きて  
大悲大悲不可思議の  
人王四十五の代

彼二神の種子をつぎ  
兩家御心合せまし  
治め玉へば佛法は  
兩家の盛衰佛法の  
されば兩家と佛法と  
永く衆生を利すべしと  
大臣感心まじまして  
君にかしづき奉る  
帝に奏し資助せんと  
儲君位に即玉ひ  
本氏の長者となりぬれば  
冥加を感じ奏聞し  
聖武天皇御願とし

神龜六年良辰を

道慈律師勅を奉

それよりわづか三日の中

御丈二丈六尺の

伊勢にて感見せし如く

刻み始めて二日めに

新こりにご山に入

六臂の地藏大菩薩

不空罽索觀世音

手ごごに佛を刻みけり

斯と告れば聖人も

近づき見れば佛師なり

武雷槌の御本地は

撰みて卯月八日にぞ

御衣木の加持を勤めけり

稽文會稽主動二佛工

十一面觀世音

造り畢るぞ不思議なり

吉躬の津丸といへる者

見ればあやしや稽文會

又稽主動を能見れば

これも六臂に鑿をとり

津丸おごろき聖人に

遙に拜みたてまつり

寔に春日第一の

不空罽索大士にて

三の御殿に御座す

即地藏菩薩なり

君臣の義を重んじて

天照神の御本地と

されば春日と天照と

君と臣との道直に

深きいはれの有とかや

大日本の國の名も

須彌の四洲を照します

此砌より出るゆえ

日出の山といへるなご

傳へ語るもいはれあり

豊坂登ると敷島の

縁起和讃

天兒屋根の御本地は

春日明神かこくも

凡夫に變化御親手

作り玉へる佛なり

兩脇立に安するは

本地垂跡不二の理

此等の理りきくときは

此山より事をこり

日遍照す太神も

大泊瀬の本の名を

はつせの里人昔より

實にや朝日の出るをば

道にいへるもこれならん

借て彼の津丸立歸り  
 我等は天のこやねの神  
 汝たやすく二神の  
 高く呼はり聲の下  
 其の體常に異なりて  
 七日を過て其屍  
 聖其後山口の  
 かれが衣服を得玉へり  
 是より人も知にけり  
 御堂建んと思せども  
 いかがはせんと歎きつゝ  
 中ばの月も更る頃  
 今神顯れ指さして

家に居るとき天に聲  
 武雷槌の二神なり  
 本地を見る故召捕と  
 津丸忽ち身まかりぬ  
 顔色生けるが如くなり  
 何地ともなく失にけり  
 社に詣で社頭にて  
 手力雄の化身とは  
 本尊既に彫刻し  
 高下險難治し難し  
 天平元年八月の  
 まごろむ夢に一人の  
 聖人きづかふことなかれ

あの地の中に天然と  
 彼を獅子座となすべしと  
 大雨車軸を流しつゝ  
 目かゞやく電の  
 竈にのぞめば可畏しき  
 巖を摧き山を掘る  
 夜明て見れば北の軸  
 縦横正等八尺の  
 石の面も平にて  
 穴ありがたと新なり  
 毫厘の違もなかりけり  
 輪王世に出玉ふには  
 雷神天に振ふには

金剛寶の磐あり  
 夢覺見れば天つ風  
 山崩石破音しけり  
 光に窓の透間より  
 天龍八部威を振ひ  
 悚れ欽み寝もやらす  
 平地となりて中心に  
 金剛寶石顯れぬ  
 菩薩大士の足の跡  
 佛の御足に比ぶるに  
 聖人歡び手をうちて  
 瑞獸前に現るゝ  
 電光必すかがやけり

龍の尾一寸見るときは  
靈瑞交奇特なり  
他山に勝れて末長く  
三寶諸天神明の  
觀音大士の尊像を  
房前朝臣勅をうけ  
五月廿日を吉辰と  
奏して開眼供養あり  
元興大安法隆寺  
義暹大徳咒願たり  
倭五色の雲起り  
天人妙なる花ふらし  
諸共卷て西方の

大小量り知ぬべし  
兼てぞしるす當山の  
衆生を廣く救はん  
指南に任せ奉り  
寶磐石の上に立  
天平五年酉の年  
法味を捧げ音楽を  
諸僧百口興福寺  
行基菩薩の導師にて  
時に佛の御頭より  
そびへて空にぞ満ぬれば  
衆僧の散する英  
虚空に上り去にけり

其の夜に至り本尊の  
一夜の間山の内  
貴賤道俗親たり  
法花會場に此娑婆の  
むかしを今にうつし繪の  
信心肝にぞ銘じけり  
童子八人徳道の  
我等八人昔しより  
一度此地に入者は  
極樂淨土に送るべし  
假ひ信行緩ども  
勇猛精進ならしめん  
籠りて祈る者あらば

眉間光をはなちつゝ  
皆金色に變じたり  
斯る不思議を拜見し  
變じて淨土となりけり  
筆にも及ばぬ有様に  
其の上白衣金色の  
前に化現しいひけるは  
寶石守護の密迹士  
生生加護して末終に  
いはんや常にすむものは  
力を添てたゆみなく  
道俗男女群集し  
官位榮爵福智壽や

魔嬖病患憂悲苦惱

なにはのこのよしあしに

我満足の使者となり

聖人もまた願くば

自由自在の身とならば

天下國家を擁護して

若我寺に一度も

一花一葉手向ても

假ひ罪業重くして

其の苦に代りすみやかに

童子是を證明し

行基菩薩は種々の

立出歸る心なく

男を求め女を求め

菩薩の慈悲を頼みなば

意に随ひ與へんと

我若功德成就して

神通力にてどこしいに

四海を保すんじ持べし

歩みを運び手を合せ

菩薩に結縁せん者は

三途に墮べき者にて

十方淨土に送らんと

虚空に登り失せにけり

奇瑞に信心驟て

百日籠らせ玉へけり

かくて七十六日に

大悲の脇より儼然と

童子一人出來り

八大童子の其の一人

聖人知れりや此山は

法輪轉する淨土にて

一代の嶺高くして

星の如くに列なれり

大悲の利益すみ渡る

殊に此度顯れし

上は地際に分るれど

一の枝は天竺の

菩提樹下の金剛座

縁起和讃

當れる申の刻ばかり

獨股を持たる金色の

我は當山守護の神

金剛使者といへる者

都て三世の佛等

菩薩聖衆の集會所なり

兩部の諸尊晴るゝ夜の

長谷の谿深くして

月の如くにかゞやけり

金剛寶に三枝あり

下金輪に束ねたり

釋尊成道し玉へる

一の枝は布墮洛の

観音大士の御座にて  
今顯れし寶座なり  
龍穴ありて天竺の  
八大龍王小龍を  
近くは寶座山の内  
其外天龍八部等  
寶座をかこみ群立り  
右に待りて大悲者の  
寶座の東西隔つこと  
集り住る處あり  
大乘經を讀誦して  
東北の隅仙宮の  
日本大小諸神の

一の枝はこの山に  
此寶石の右脇に  
無熱池さして行通り  
將る來て常恒に  
遠くは天下を守ります  
無量の眷屬諸共に  
八大童子は觀音の  
衆生應化の使者となり  
三百餘歩に仙人の  
仙客日夜甚深の  
衆生に廻向し玉へり  
隣に平地あり  
寶石守護の砌なり

後の山の地の中に  
皆水精の塔婆あり  
七佛の舍利納めたり  
此塔内に納むべし  
福田なる事知ぬべし  
四方に須彌の四天王  
不動は惡魔降伏し  
天衆は諸佛を供養して  
一山の中一寸も  
秘密莊嚴清淨土  
一瞻一禮する者も  
二利を満すと告玉ふ  
此事拜見せまほしと

高さ一十六丈の  
過去の千佛現在の  
未來の諸佛の舍利もまた  
これ閻浮提第一の  
此寶塔と寶石の  
部類眷屬並居たり  
瀧の下に立玉ひ  
嶺の上に群れり  
聖衆在さぬ處なく  
群仙窟宅微妙の地  
永く惡趣を遠離して  
爾時行基願くは  
即童子上人を

引連處々の靈場を  
冥衆各々現形し  
後の山に登りては  
十六丈の寶塔と  
尋で聖人此山の  
童子答て此はこれ  
金胎兩部の三摩地に  
其定に入見玉ひば  
兩部の諸尊曼荼羅の  
拜まれ玉ふぞ有難き  
後に至り飄然と  
童子の詞巡禮の  
七つの巻に綴りなし

巡禮せしめ玉ひしに  
對面問答せられけり  
獨股を以地を穿ち  
諸佛の舍利を拜せしむ  
秘密莊嚴問ければ  
肉眼及ぶ事ならず  
入らせ玉ひと告により  
山内秘密莊嚴し  
海會の姿歴然と  
それより共に大悲者の  
童子は消失玉へけり  
次第具に記録して  
百日満じて朝廷に

一々奏し上げれば  
佛殿造立すべしとて  
聖人拜受し命を受け  
天平七年棟を上げ  
九月廿八日に  
菩提僧正導師にて  
其の奇瑞一ならず  
紫雲虚空にたなびきて  
微妙の音樂調つゝ  
群集の男女見聞し  
それより靈驗無双なる  
上一人を始めとし  
一天歸敬し奉り

帝王叡感限りなく  
白綾萬端賜れり  
上下諸人を勸進し  
同く十九亥の年の  
供養の法會天竺の  
行基菩薩咒願なり  
異香會場に薰馥し  
天の乙女子天下り  
花を雨らして供養せり  
奇特感せぬ者ぞなき  
鎮護國家の道場と  
下萬民に至るまで  
四海利益を蒙れり



聖帝御位去て後  
 霜月中旬臨幸し  
 崩勝王經大聖の  
 供養の夜深夢の中  
 無量の聖衆引連て  
 濁世の猛き群類を  
 我この光りを和らぎて  
 衆生を利せんと思へども  
 早く我が身を覆へよと  
 眞楯に勅し寶前に  
 夫此伽藍建立は  
 三世諸佛說法處  
 三災壞切も動きなく

天平勝寶第五年  
 御宸翰の法華經と  
 御寶前に奉納し  
 大士光明赫奕と  
 法皇に告げ玉はく  
 和らぎ諭すは女人なり  
 女身を現じ末代の  
 顯露に在ては成がたし  
 法皇驚き大納言  
 錦帳掛させ奉る  
 只世常の業ならず  
 兩部秘密まんだの地  
 かけすくづれぬ佛土にて

天魔外道の惡神も  
 じかのみならず草創の  
 法起菩薩の應化にて  
 觀音大士の化現なり  
 行基菩薩は文珠師利  
 僧正菩提は普賢菩薩  
 大日本の國の本  
 權實諸神の守ります  
 春日明神彫刻の  
 觀在薩埵を安置して  
 崇め供養し奉り  
 善巧方便盡されし  
 靈場靈驗ならびなく

怖れ退く靈地なり  
 本願徳道上人は  
 檀越聖武皇帝は  
 本尊開眼し玉へる  
 佛殿供養天竺の  
 これらの聖者集まりて  
 天照神の本有の地  
 金剛寶座を顯現し  
 大日靈の御本體  
 大日本の本尊と  
 未世の衆生を救はんと  
 諸天晝夜に擁護して  
 利益に預り仰ぐもの

縁起和讃

豊秋津洲に充溢れ

威徳を施し玉ふなれば

崇め尊む其處

恭敬供養も宜ぞかし

法界海に遍すれば

我等いかなる幸いぞ

生身佛の觀音に

心も言葉も及びなき

情思へば無始己來

あはで過ぬる悲しさは

かゝる尊き御佛に

いかでかあだにはつせ山

うき世の塵に迷ひつゝ

唐しまでも種々の

此寺移し此尊を

異國本朝敷しれず

實相眞如の光明は

遠近へだてはなれども

照日の本に生れ來て

あひ奉るのみならず

ことばり聞くぞかしこけれ

恒沙塵數の佛にも

難きてかへらぬ悔み事

値遇するけふのうれしさを

鐘の音にも驚かす

菩提の種子を植すんば

何の劫にか又かゝる

花咲時にあふべきぞ

頼む佛の御手糸

悲體戒雷震

澍甘露法雨

南無大慈大悲十一面觀世音菩薩

南無太政威徳天滿大自在天神

浮木の龜やうごんげの

心をひそめ一すちに

導き玉へ今世後世

慈意妙大雲

滅除煩惱焰

豊山玉石集 大尾

縁起和讃

現行年中行事

一月一日 修正會(向ノ一周間 天下泰)  
 一月九日 佛名會  
 一月十七、八日 本尊御緣日  
 二月初午日 稻荷祭  
 二月十四日 追儺會(だまをし)  
 二月十五日 涅槃會  
 三月 日 春季彼岸會  
 三月廿一日 弘法大師御影供  
 四月二日ヨリ十日間 法華千部會  
 四月八日 釋尊誕生會

五月五日 派祖專譽上人御忌會  
 五月廿日ヨリ五日間 仁王會(聖武天皇御願 天下泰平の御祈禱)  
 六月十五日 弘法大師誕生會  
 六月十七日 興教大師誕生會  
 八月十日 十日市  
 八月十五日 孟蘭盆會(たなまつり)  
 八月十七、八日 本尊御緣日  
 九月 日 秋季彼岸會  
 十月廿日 天滿宮祭禮  
 十二月十二日 興教大師御忌會  
 十二月卅一日 除夜の式法要

附 錄

世 代

一、開 基

道明上人、姓は六人部氏天武天皇の勅を受けて本長谷寺並に三重塔を當山の西か岡に建立し給へり、即ち徳道上人の師範なりと傳ふ。  
 徳道上人、姓辛矢田部氏播摩國揖保郡の人、長谷山に止住し、後ち發願して本尊十一面觀世音像を營造し、當山開基となり、本願院に幽栖し、法起院に没す、天平七年十月十五日遷化す、年八十。

二、列祖畧傳

中興第一世專譽僧正、字は宮賢、姓は石垣氏、泉州大鳥郡の人、天正十五年豊臣秀長の請に應じて長谷寺に入り、其住所を小池坊中性院と稱し

世 代

住すること十有八年、慶長九年五月五日入寂す、世壽七十五、

二世性盛和尚字は頼心尾州中島郡の人、慶長九年神君の命に依り專

譽上人の後を襲ふ、同十四年七月十六日示寂行年七十三、

三世宥義和尚字は玄音常州水戸の人、元和四年七月十七日入寂す、閱

世七十有三、

第四世秀算僧正字は京職上州高崎の人、元和二年能化職に就き在職廿

六年、寛永十八年十月十六日化す、齡七十、

第五世尊慶僧正字は頼心武州越ヶ谷の人、寛永十八年能化職を襲ひ在

職十二年承應元年十二月十九日長逝す、享年七十三、

第六世良譽和尚字は堯温下野都賀郡の人、承應二年能化職に上り、在職

五年、明暦三年九月朔日唱寂年五十七、

第七世信海和尚字は宗俊江洲野洲郡永原村の人、明暦三年山主に晋み

在職四年、延寶六年二月二十一日唱定す、春秋六十六、

第八世快壽僧正字は春圓薩州の人、萬治三年能化職に昇り、在職七年、寛

文六年五月十五日蟬蛻す、行年五十三、

第九世頼意僧正字は任識土州須崎の人、寛文九年化主に上り、在職十年

延寶三年七月二十二日示寂す、年六十三、

第十世俊盛僧正字は存仙常陸天神宮の人、延寶三年山主に晋み、在職六

年、同八年三月二十六日逝く、春秋六十九、

第十一世亮汰僧正字は俊彦薩州高橋の人、延寶八年五月主位に上り、其

年十一月十日逝く、年五十九

第十二世尊如僧正字は俊良土州高知の人、天和元年能化に晋み、在職四

年、貞享元年三月六日圓寂す、年六十三、

第十三世卓玄僧正字は淳亮薩州鹿府の人、貞享元年能化に晋み、在職十

二年、寶永元年一月二十五日寂す、年七十三、

第十四世英岳僧正字は宣春伊賀上野の人、元禄八年化主に上り、在職九

年正徳二年十一月一日寂す、年七十四、

第十五世亮貞僧正字は温如、勢州字治の人、元禄十六年山主に晉み、在職

五年享保四年九月十七日寂す、年七十二、

第十六世尊祐僧正字は教算、下野鍋山邑の人、寶永四年化主に上り、在職

二年享保二年四月十八日寂す、年七十三、

第十七世隆慶僧正字は專順、和州添下郡の人、寶永五年能化に補し、在職

八年享保四年八月六日寂す、年七十一、

第十八世秀慶僧正字は應春、武州矢那瀬の人、正徳六年山主となり、在職

五年享保五年七月二十一日寂す、年六十八、

第十九世信有僧正字は寂爾、武州谷原村の人、享保五年化主となり、在職

四年享保八年十二月五日寂す、年六十三、

第二十世尙彦僧正字は嚴覺、江戸の人、享保九年能化に晉み、在職、七年同

二十一年九月一日寂す、年七十一、

第二十一世惠海僧正字は寛春、參州の人、或保十五年能化となり、在職、五

年延享二年四月二十九日寂す、年八十四、

第二十二世慧仁僧正字は亮辨、大阪の人、享保十九年山主となり、在職、七

年寛保二年五月二十二日寂す、年七十八、

第二十三世圭賢僧正字は見龍、武州多摩郡の人、元文五年能化となり、在

職、七年寛延二年九月二十日寂す、年八十一、

第二十四世信恕僧正字は諦圓、下總二郷半の人、延享三年化主に上り、在

職、十五年寶暦十三年十二月十九日寂す、

第二十五世性海僧正字は教仁、下野鍋山の人、寶暦十年化主となり、在職

五年明和元年八月二日寂す、年八十、

第二十六世圓秀僧正字は知新、南部の人、明和元年化主に晉み、在職、三年

明和三年十一月十日寂す、年八十一、

第二十七世快尊僧正字は賢海、和州添下郡の人、明和三年化主に晉み、在

職七年安永二年四月十五日寂す、年七十、

第二十八世有慶僧正字は眞良、和州宇智郡の人、安永二年主位に上り翌

四年九月八日寂す、年六十七、

第二十九世快運僧正字は音識、武州大澤の人、明和四年山主に晋み在職

七年天明七年三月十四日寂す、

第三十世虚明僧正字は白心、武州入間郡の人、天明元年能化となり在職

五年同八年正月廿一日寂す、年八十、

第三十一世懷玄僧正字は尙算、江州の人、天明五年能化となり在職六年

寛政二年十一月廿九日寂す、

第三十二世法住僧正字は智幢、和州石上郡の人、寛政三年山主に在

職六年同十二年五月十日寂す、年七十八、

第三十三世儀貞僧正字は本昌、上野群馬郡の人、寛政八年化主に上り在

職七年享和二年三月十一日寂す、

第三十四世元榮僧正字は本住、武州兒玉郡の人、享和二年化主に在

も其年六月十四日江戸護持院にて寂す、

第三十五世曉惠僧正字は存詮、下總布瀨村の人、享和二年能化に晋み翌

年三月一日寂す、年七十三、

第三十六世盛尊僧正字は堪識、和州宇智郡の人、享和三年化主に在文

化元年五月九日寂す、

第三十七世高隆僧正字は實健、其生地を詳にせず、文化元年化主に任じ

在職五年同五年七月十一日寂す、

第三十八世即同僧正字は速見、武州幡羅郡の人、文化五年山主となり在

職四年同九年九月廿日寂す、

第三十九世唯阿僧正字は傳燈、武州の人、文化九年化主に晋み在職七年

文政六年十二月十二日寂す、年七十三、

第四十世亮恭僧正字は文恭、野州阿蘇郡の人、文政二年山主となり在職

七年同十二年六月廿四日寂す、年八十五、

第四十一世 令法僧正字は爲曠、佐州の人、文政九年山主に進み翌十年九月十七日寂す、

第四十二世 榮山僧正字は智城、武州の人、文政十年能化となり翌十二年三月廿八日永眠、年六十二、

第四十三世 實掌僧正字は深識、武州の人、文政十一年山主に晋み、在職六年、天保六年十一月三日入寂、

第四十四世 榮明僧正字は深玄、大和の人、天保五年化主となり、在職六年、天保十三年九月十九日寂す、

第四十五世 鏡眞僧正字は琳貞、下總の人、天保十二年化主となり、在職六年、年弘化五年二月十四日示寂、

第四十六世 信惠僧正字は悟心、武州足立郡の人、弘化三年能化に晋みたりしも、登山せずして圓寂す、年七十一、

第四十七世 深賢僧正字は卓全、江州淺井郡の人、弘化三年化主となり、在職六年、嘉永四年七月十三日寂す、

第四十八世 永雅僧正字は徹範、武州比企郡の人、嘉永四年山主となり、在職六年、安政三年十月十八日寂す、

第四十九世 通濟僧正字は最勝、江戸大塚の人、嘉永三年化主に晋み、在職七年、明治五年十月八日寂す、年八十五、

第五十世 宥歡僧正字は周室、和州笠村の人、文久二年能化となり、在職四年、慶應二年四月廿一日寂す、

第五十一世 快識僧正字は大賢、武州埼玉郡の人、慶應二年能化となり、在職二年、同三年十一月五日遷化、

第五十二世 隆盛僧正字は精眞、和州添上郡の人、明治元年化主に晋み、在職六年、同五年十一月十八日唱寂、

第五十三世 秀善字は惠運、越後刈羽郡の人、明治六年能化となり、同十九

年十二月十四日寂す、年七十五、

第五十四世秀盛僧正、字は覺了、名古屋の人、明治廿年能化に晋み、在職四年、

年同廿三年八月廿二日寂す、年七十五、

第五十五世大了僧正、字は章範、伊豫温泉郡の人、明治廿四年能化となり、

同卅一年八月廿五日寂す、年六十五、

第五十六世相憲僧正、字は玄識、江戸小石川の人、明治廿七年能化に晋み、

同卅一年十二月廿日寂す、年六十七、

第五十七世海量僧正、字は慶雲、上總木更津の人、明治卅一年化主に晋み、

同卅三年十月九日逝く、年六十八、

第五十八世雷斧僧正、字は權田、越後三島郡西越村の人、明治三十四年一月能化に晋み、三十八年一月十日退職、現時豊山大學長たり。

第五十九世常識僧正、字は平武、武州の人、明治卅八年一月化主となり、同卅

八年九月一日長逝、年七十三、

第六十世全鏡僧正、字は正城、越後油田の人、明治卅八年能化となり、同四

十四年三月埼玉縣廣德寺に引退、大正四年十一月三十一日遷化

第六十一世義海僧正、字は高城、越前今立郡の人、明治四十四年三月化主

に上り、同五月十一日遷化す、年七十八、

第六十二世智道僧正、字は岩堀、信州下伊那郡の人、明治四十四年化主に

晋み、大正四年三月六日本所彌勒寺に退職す、

第六十三世快亮僧正、字は早川、新潟縣佐渡郡新穂村山田氏の産、大正五

年一月十五日化主に晋み、尙在職中、

豊山玉石集附録 大尾



畿内見物の一節

……初瀬の町は川の後に流れて旅籠屋が連なり、其兩側の山には寺がいくつとなく段々になつて其奥に山門から廻廊其上の茂つた山の中程に舞臺から御堂が見えてゐる。

長谷寺は牡丹の満開である、舞臺に上る百八間の坂になつた廻廊其兩側には五千餘株の牡丹が咲いてゐる。

観音様のおみあしを拜みなさいと燈明をつけて堂の廊下から二丈六尺の十一面觀音を覗かせる、舞臺に出て下の町から宇陀の坊主山を前に見る、御堂の燈籠から舞臺のまが京の清水に似て塔のないのが遺憾であるばかりだ、此所は吉野から多武の峰を越えて來る行者や高野詣の白衣も見かける舞臺の欄干に倚て居る、鉦の音がして御詠歌を唱へながら廻廊を上つて來る連中もある。日が暮れると御堂に灯が點く折れ曲つた廻廊の天井に幾つとなく灯が點く、而して下の町にも山の寺にも灯が點くのが見える、長谷はさすがに人の來る名所であると思つたのである。

塔は室生の奥にも多武の峰にもある、共に檜皮葺で小ぶりの華奢な塔である、而して長谷に無いのが返す返すも遺憾であると思つた。(田山花袋)

豊山玉石集跋

明治三十年の秋、予は各本山史を研究せんか爲めに各所を訪問したことがある、其時豊山の奥書院の一室で、此豊山玉石集を拜見した、實に豊山の史料としては唯一の品であるのみならず、識見高邁詞藻豊富で、信怨能化が

大はつせ小初瀬みねく谷々の奇瑞靈驗むかしを、今に見ることのよし此巻に過ぎたるべし、早く版に行ふて遠近の賢愚かなる人に知らしめよ、其利益限りあらまじ、經王云爲度於世間而以文字説云云と奥書せられたのは、實に、至言であると思ふた、其時此豊山玉石集を鳳觀の著作として研究帖に記入して置いた、其後星霜十有八年を過ぎて予は我寶仙寺住職となつた、所が此寺の墓所の入口に、三重臺の上に安座した三尺許りの地藏尊がある、是が俗に「見送り地藏尊」と呼ばるゝも

ので、右手に寶珠を持ち、左手に錫杖を持つて、左の墓所の方を向いて居らるゝ、此左向きなのは此墓所に來る新亡者を見送つて助けてやることの誓願であるとの事である。此地藏尊は即ち當寺三十六世祐嚴法印の像である。祐嚴法印は入寂後までも、人を助けたい引導したいと云ふ程の偉大なる宗教家であつたから、其生存中の化導は實に盛なものであつた。我寶仙寺中の日輪弘法大師を安置する大師堂は祐嚴法印の建立で、其當時は常光明眞言堂と名づけられ、此堂に行はるる春秋二度の光明眞言土砂加持會は、中野附近の共通の祭典で、四隣の善男善女が群集し、皆競ふて麥や粃の御初穂を納めた。其遺風が今に傳つて、我寺では麥と粃との御初穂を約三里に渡つて、自檀他檀の區別なく三千戸以上から集めて居る。故に當院住職世代名簿には

第三十六世祐嚴

〔右當院後住者、長蒙恩澤、可尊崇御方也、殿堂坊舎成功……又二季穀集、此人、德化ヨリ始ルト云云〕

とある、實に我寺としては忘るべからざる恩徳の偉大なる御仁でさる。偶々今春總本山長谷寺事務長網代智明僧正よりの書に接した。夫は豊山玉石集を出版したいから、其校閲の仁に當つてくれとの事である。續いて此出版を發願した吉田深了君から、此豊山玉石集の著者の畧傳を送附せられた。此畧傳は豊山玉石集の地卷の卷末に、祐嚴法師の弟子豊山金蓮院春祥祐範の記した所のものである。

師字鳳觀、諱祐嚴、武州葛飾郡二郷半領采女新田村加藤氏之産、享保十九甲寅年登當山(豊山)累功之後、住長勝寺及月輪院、又寶曆十四年夏移住武野寶仙寺、韜光之後、寂于同地中常光明眞言堂、年七十又六、天明六丙午年仲種初二日也。

茲に於て此豊山玉石集の著者が即ち當寺三十六世祐嚴法印であること

とを知つて、曩日の粗漏を慚愧すると共に、千萬無量の感に打たれた。茲に於て此豊山玉石集の出版と云ふ事は、他人の問題でなくつて自分の問題であるとの感じが生じた、併し自分は相變らず公私の雑務に追回されて、此豊山玉石集を充分精讀する暇さへない、既にして吉田君は七月上旬上京して愈々出版に着手する事になつた、そこで吉田君が當寺墓所の入口にある「見送り地藏尊」の塵を拭ひ、苔を掃ひ、其地藏尊の周圍に刻み付けてある文字を讀む事になつた。

模 高野延命寺

奉

刻 引導地藏尊

其圓光の裏には

高野山引導地藏尊は、弘法大師我に代て末世の群生を引導し玉へど

て、承和二年三月十九日比刻み玉へり、高祖入定の御時おくの院へ移らせ給ふや、此尊御名殘惜て、御ぐしをめぐらし見送らせ玉へるまゝの御形なり、故に古へより引導地藏尊と稱し奉り、山中の僧俗ともに送葬の時、棺を此尊の御前に留め、御引導に預るを定式とす、予曾て此尊像を拜し奉り、歡喜の餘り御影を縮め寫して板に刻み有縁のことに印施し、今また石に彫りて此に安置し奉る、一見一禮の男女をして良縁を結ばしめんことを願ふのみ

たゞたのため夢のこのよに渡れども  
ひゞ(此所不明) かりて

毎日晨朝入諸定 入諸地能令離苦

無佛世界度衆生 今世後世能引導

とあり其座像の下は蓮臺で其下の臺石には

|     |   |      |   |      |   |     |   |
|-----|---|------|---|------|---|-----|---|
| (表) |   | (右側) |   | (左側) |   | (裏) |   |
| 明   | 王 | 明    | 和 | 明    | 和 | 明   | 和 |
| 山   | 山 | 八    | 八 | 五    | 四 | 四   | 四 |
| 法   | 祐 | 辛    | 卯 | 戌    | 子 | 法   | 子 |
| 印   | 嚴 | 佛    | 子 | 瑞    | 印 | 法   | 祐 |
| 卅   | 六 | 夏    | 四 | 昏    | 二 | 月   | 平 |
|     | 世 | 十    | 一 | 日    | 初 | 二   | 日 |
|     |   | 利    |   | 益    |   | 等   | 界 |
|     |   |      |   |      |   |     | 恩 |

(但し祐嚴の側には後人天明成歳八月二日寂と加刻す)

而して此臺石の下層には表面には祐嚴右側並に裏には卍瑞右側には祐雅の墓誌が彫まれてある、即ち

法印祐嚴字鳳觀州之葛飾采女村加藤氏六歳喪父性以多病母命出家越十二歳師祐盛法印改服廿一歳籍名豊山病躬魯鈍將退止師祐盛然不可強濫吹乎海衆者卅四年寶曆十四甲申夏自豊山月輪院移錫當山既歴九白矣當寺灰燼後凡及十六年而時運未到乎比年天地亢陽五

穀不登今春東都大火百物涌貴未卜經始年去壬子春祐雅寂矣又辛卯夏卍瑞滅矣嗟予馬齒己六旬有二病躬殘生又何賴哉是故恭模野山引導地藏尊像彫諸石以擬二子與予之墓誌云明和九壬辰夏豫立同じく左側及裏の部には

雛僧卍瑞州之葛飾花和田村番場氏産生而知卍字反習而能書四歳誦百人一首五歳誦實語童子二教六歳入予室誦唐詩選五七絶七歳讀學唐十月喪母慰父兄曰我早剃頭救悲母也累七既過卜舊臘八展紐解祝即日薙染字海音諱卍瑞八歳新加僧數解論議方迄九歳春讀論孟及古文頗曉文義凡所見聞世出世事无不能矣目者呼神童耳者稱麟兒予敬畏之喜爲佛家大宗師不料佛誕生日染病自知不起病間惟有檢色時必仰天微笑十一日午後枕予膝假寢覺乃歡喜曰我今感梵入夜與諸人共勇猛唱光明神咒數百遍安徐寂矣然兩目細開素齒少見實莞爾笑蓉也皂白來見眷々不去翌日猶有以爲不死屬續者至晡時殯殮容色不變无

少臭氣、世言安祥令終者如眠也、如生且笑而寂者於今始見焉、遐邇見聞如失愛子、无不嘆惜、私竊大覺世尊七歲出家、臘八成道也、瑞也、生而知卮字、七歲臘八出家、豈其從哉於乎、是人而何爲是夭折也、孔子哭顏回、高祖慟智泉、至聖尙然、況下愚乎、今泊立墓誌、涌淚筆萬一爲之頌曰

生而知卮字 七歲出囂塵

死相還如活 於乎是甚人

同じく左側には

法印祐雅字鳳仙、總陽葛飾船戶村平樂氏、幼而師吉祥照善祝髮、年十八從予掛錫豊山、寶曆甲申夏須從予下武中塾、而跨有普門兼粉里庵主、明和五戊子春、輿而東歸、三月二日於桑驛鶴亭奄歸真矣、本山留學十七霜、行年卅有四、爲人恭謙愛敬於人、螢雪辛勤、學涉內外、善論議、巧詩文、曾刀稱川邊有一淵蛟潛住、年々害人、鄉里患之、雅手書隨求塔婆、立之一夕之間、變成陵也、予常期他日挑密家法燈、豈料中道而折也、所謂秀而不實者

歎於戲可嘆哉

とある、實に至れり盡せりとある、鳳雛麟兒と共に引導地藏尊とならんとこの誓願か、如何にも圓滿な宗教家の人格が偲ばれて轉た敬慕の情に堪えない

我寶仙寺の先住には此の如き滅後まで檀徒を引導せんと欲する大勇猛精進の宗教家があつた、然るに自分は我寺に來る葬式の十か一も引導することすら出來ない、薄福に生れて居る、引導すら出來ない位だから、檀信徒の教化は勿論行届がない、此「見送り地藏尊」の圓光の裏書を讀んで居つた時にも葬式があつた、併し平生寺の慣例が慣例だから、葬式などは見向きもせず、其字はやだらう其隣は糸邊に違いが、ないな、ぞと、連りに石を擦り、苔を削つて居つた、嗚々「見送り地藏尊」はこんな不心得の後住に自分の背を擦らるゝのを不快に思召されたであらう、只此豊山玉石集出版されたを喜ぶの餘り一言事情を記して跋に代ふ

豊山玉石集跋

大正六年七月二十五日我寶仙寺は麥の初穂を集めつゝある時

明王山寶仙寺第五十世

敦純しるす

豊山玉石集跋 大

大正六年八月七日印刷

大正六年八月十日發行

不許複製

定價金八十錢

奈良縣磯城郡初瀬町  
長谷寺代表者

編輯兼  
發行人

網代智明

印刷者

吉田深了

印刷所

村田辰藏

東京府北豐島郡高田村  
雜司ヶ谷字龜原四九番地

東京府北豐島郡高田村  
雜司ヶ谷字龜原四九番地

中外出版協會

奈良縣磯城郡初瀬町

發行所 長谷寺事務所

325

522

終

